

令和5（2023）年度

県北健康福祉センター概要

栃木県県北健康福祉センター

目 次

第1章 概 況

県北・矢板・烏山健康福祉センター管轄区域図	1
1 管内の状況	2
2 庁舎の現況	4
3 組織図・職員配置表	5

第2章 事務事業執行方針及び重点事業

1 事務事業執行方針	6
2 重点事業	
○ 総務福祉部	6
○ 地域保健部	7

第3章 各部(各課)別事務概要

1 総務企画課	10
〃 福祉支援チーム	11
2 生活福祉課	12
3 健康支援課	14
4 健康対策課	15
5 生活衛生課	18
6 試験検査課	19

第4章 令和4(2022)年度各部(各課)の事業実績

□ 総務福祉部	
1 県北健康福祉センター協議会	20
2 管内市町保健・福祉担当主管課長会議等	21
3 在宅医療推進支援センター事業	21
4 医 事	21
5 人口動態統計	23
6 地域保健福祉教育研修	23
7 障害者福祉関係	24
8 障害者福祉事業関係	24
9 石綿による健康被害の救済制度関係	25
10 高齢者福祉関係	25
11 青少年健全育成関係	26
12 社会福祉事業関係	27
13 母子及び父子並びに寡婦福祉法・婦人保護関係	28
14 家庭児童福祉関係	30
15 生活保護関係	31
□ 地域保健部	
1 精神保健福祉対策	35
2 母子保健対策	39
3 とちぎ健康21プラン(2期計画)の推進	41

4	健康づくり推進事業	41
5	指定難病等対策事業	45
6	小児慢性特定疾病対策事業	49
7	感染症予防対策	50
8	結核予防対策	52
9	原爆被爆者対策	54
10	骨髄バンク対策	54
11	食品衛生	54
12	生活衛生営業	57
13	薬 事	58
14	水 道	61
15	温 泉	61
16	試験検査	62

県北健康福祉センターの沿革	64
---------------	----

第1章 概況



県北健康福祉センター 【広域センター】	〒324-8585	大田原市本町2-2828-4	那須庁舎1・2階
	総務福祉部	総務企画課	0287-22-2257
		// 福祉支援チーム	23-2172
		生活福祉課	23-2171
	地域保健部	健康支援課	22-2259
		健康対策課	22-2679
		生活衛生課	22-2364
		試験検査課	22-2364
矢板健康福祉センター 【地域センター】	〒329-2163	矢板市鹿島町20-22	塩谷庁舎1階
		総務企画担当	0287-44-1296
		保健衛生課	44-1297
烏山健康福祉センター 【地域センター】	〒321-0621	那須烏山市中央1-6-92	
		総務企画担当	0287-82-2231 (代)
		保健衛生課	

1 管内の状況

県北健康福祉センターは、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町の5市4町を管轄しており、区域の面積は2, 229. 59 km²で、県面積の34. 8%を占めています。また、当センターは、地域保健法第5条第1項に基づき設置される保健所、社会福祉法第14条第1項に基づき設置される福祉事務所の機能を併せ持っており、県北保健所の管轄区域は上記の5市4町、那須福祉事務所の管轄区域は塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町の4町、その他の福祉部門の事務は上記の5市4町を管轄するなど、部門によって管轄する区域は異なっています。

管内の環境をみると、北部は日光国立公園の区域、東部は八溝・那珂川県立自然公園の区域となっており、豊かな自然環境に加え、那須、塩原、板室などの著名な温泉資源にも恵まれており、県内外の観光客に親しまれています。なお、地目別に見ると、山林・原野が643. 14km²、田・畑が503. 62km²となっており、約52%が山林や農耕地等で占められています。

管内の人口は、令和4（2022）年10月1日現在361, 293人で、県人口の18. 9%を占めています。管内人口の推移は前年比2, 935人減、県人口の推移は前年比13, 195人減といずれも減少傾向にあります。また、管内の世帯数は、令和4（2022）年10月1日現在147, 993世帯で、前年比1, 049世帯増となりました。

管内の65歳以上の高齢人口が占める割合、いわゆる高齢化率は31. 4%で、県平均の30. 1%をやや上回っています。なかでも、那須烏山市、塩谷町、那須町、那珂川町の高齢化率は39%以上を示しており、県平均を大きく上回っています。一方、さくら市、高根沢町の高齢化率は28%以下で、県平均を下回っています。

医療機関は、令和4（2022）年4月1日現在で、病院が21箇所、病床数3, 811床、診療所が374箇所（一般227箇所、歯科147箇所）で一般診療所病床数が176床となっています。

◆ 地目別面積（単位：km²）

（令和3（2021）年1月1日現在）

地 目	栃木県	管 内
総地積	6, 408. 11	2, 229. 59
田	963. 79 (15. 0%)	388. 10 (17. 4%)
畑	353. 33 (5. 5%)	115. 52 (5. 2%)
宅地	487. 97 (7. 6%)	129. 68 (5. 8%)
池沼	10. 84 (0. 2%)	2. 18 (0. 1%)
山林（保安林を除く）	1, 227. 87 (19. 2%)	610. 24 (27. 4%)
牧場	18. 17 (0. 3%)	10. 50 (0. 5%)
原野	59. 12 (0. 9%)	32. 90 (1. 5%)
雑種地	334. 25 (5. 2%)	118. 97 (5. 3%)
その他	2, 952. 77 (46. 1%)	821. 50 (36. 8%)

資料：栃木県統計年鑑

◆ 市町村別面積、人口、世帯数

人口・世帯数：令和4(2022)年10月1日現在

区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)	男 (人)	女 (人)	世 帯 数
栃 木 県	6,408.11	1,908,380	951,965	956,415	809,252
管 内	2,229.59	361,293	180,810	180,483	147,993
大田原市	354.36	71,172	34,945	36,227	30,425
矢板市	170.46	30,369	15,103	15,266	12,086
那須塩原市	592.74	114,895	57,120	57,775	48,822
さくら市	125.63	44,241	22,920	21,321	16,695
那須烏山市	174.35	23,896	11,888	12,008	9,110
塩谷町	176.06	9,854	4,894	4,960	3,629
高根沢町	70.87	28,878	15,069	13,809	12,277
那須町	372.34	23,535	11,586	11,949	9,354
那珂川町	192.78	14,453	7,285	7,168	5,595
大田原地区	1,319.44	209,602	103,651	105,951	88,601
矢板地区	543.02	113,342	57,986	55,356	44,687
烏山地区	367.13	38,349	19,173	19,176	14,705

資料：国土地理院、栃木県毎月人口調査結果

◆ 人口、高齢化率の推移

(単位：人、%)

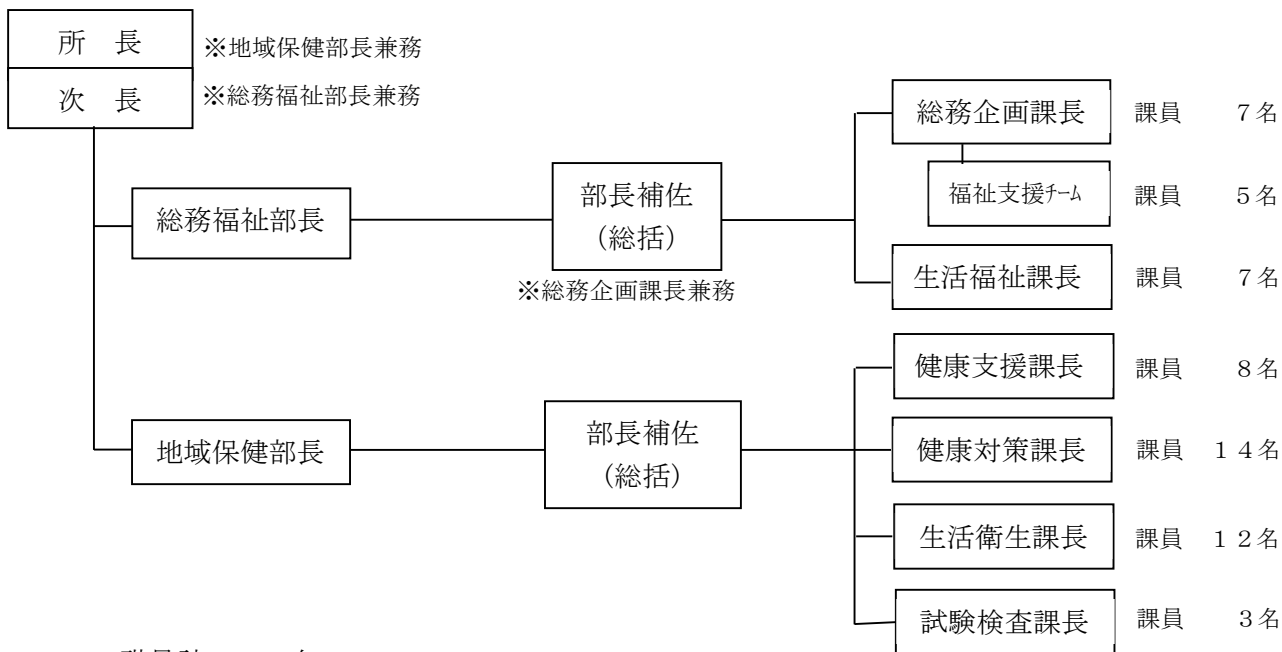
	R2(2020).10.1		R3(2021).10.1		R4(2022).10.1	
	人 口	高齢化率	人 口	高齢化率	人 口	高齢化率
栃 木 県	1,932,091	29.1	1,921,575	29.1	1,908,380	30.1
管 内	367,616	30.7	364,228	31.0	361,293	31.4
大田原市	73,096	29.4	71,864	29.1	71,172	30.5
矢板市	31,280	33.2	30,794	33.9	30,369	34.8
那須塩原市	115,745	28.1	115,067	28.3	114,895	29.4
さくら市	44,805	26.7	44,294	26.7	44,241	27.1
那須烏山市	24,662	37.9	24,381	38.5	23,896	39.3
塩谷町	10,259	40.1	10,096	41.3	9,854	42.1
高根沢町	29,234	25.7	29,143	25.7	28,878	26.5
那須町	23,518	40.6	23,756	41.5	23,535	42.8
那珂川町	15,017	40.2	14,833	41.0	14,453	42.2
大田原地区	212,315	212,315	210,687	30.1	209,602	30.6
矢板地区	115,578	115,578	114,327	29.7	113,342	30.1
烏山地区	39,679	39,679	39,214	39.4	38,349	40.3

資料：栃木県毎月人口調査結果

3 組織図・職員配置表

(1) 組織図

令和5（2023）年4月1日現在



職員計 65名

(課員 = 課長以外の職員数)

(2) 職員配置表

令和5（2023）年4月1日現在

課名等	職種別	事務系職員	技術系職員							計	
			医師・歯科医師	獣医師	薬剤師	臨床検査技師	診療放射線技師	保健師	看護師		管理栄養士
所長兼地域保健部長			1								1
総務福祉部	次長兼部長	1									1
	総務企画課	6			1			1			8
	福祉支援チーム	5									5
	生活福祉課	8									8
地域保健部	部長補佐(総括)							1			1
	健康支援課	2						6	1		9
	健康対策課	1				2	1	7		2	13
	生活衛生課			5	8						13
	試験検査課				2	2					4
合計		23	1	5	11	4	1	15	1	2	63

第2章 事務事業執行方針及び重点事業

1 事務事業執行方針

保健福祉行政は、人口減少・少子高齢化の急速な進行など、社会構造が大きく変化する中で、生活保護受給者への対応や貧困の連鎖防止、在宅療養ニーズへの対応、新型コロナウイルス感染症対策、鳥インフルエンザ発生時の対応、災害時における地域医療体制の確保、生活習慣病の発症・重症化予防の徹底など、数多くの課題を抱えています。

令和5(2023)年度における施策の推進に当たっては、これらのことを踏まえながら、3年目となる「とちぎ未来創造プラン」をはじめ、各分野の計画を着実に推進していくことを基本として、保健・医療・介護・福祉の連携で健やかで安心な暮らしの実現を進めていきます。

2 重点事業

○ 総務福祉部

(1) 保健・医療及び福祉の総合的推進

- ・ 地域保健福祉対策を総合的に推進するため、県北健康福祉センター協議会を開催します。
- ・ 県北地域の医療提供体制を確保することを目的に地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、地域医療構想調整会議等を開催します。
- ・ 保健・医療・福祉の連携体制の充実を図り、在宅医療の支援体制を整備します。
- ・ 誰もが住み慣れた家庭や地域において、病気になっても、高齢になっても安心して生活できるよう、在宅医療体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築支援を行います。

(2) 保健・医療・福祉関係職員等の養成及び研修の充実

- ・ 保健・医療・福祉従事者の養成確保と資質向上を図るため、関係機関等の協力を得ながら実習生の受入れ体制を整備し、実習内容の充実を図ります。
- ・ 住民のニーズに対応した保健・医療・福祉等の総合的なサービス提供が可能となるよう、市町保健福祉関係職員等に対する研修を実施します。

(3) 健康危機管理体制の整備

- ・ 地域住民の生命、健康の安全を脅かすおそれのある各種健康危機に適切かつ迅速に対応するため、県北地区における健康危機管理の拠点として、地域の関係機関、団体と連携し、平常時の備えや健康危機発生時における危機管理体制を整備します。
- ・ 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、保健・医療の専門的見地からの調整・判断が可能な体制を整備します。

(4) 医療機関に対する指導

- ・ 医療機関の適正な運営を確保するため、医療法に基づき病院及び有床診療所に対する立入検査等を実施します。

(5) 地域福祉の推進

- ・ 地域福祉を推進する民生委員・児童委員へ、資質向上に資する研修を実施します。
- ・ 青少年健全育成のため、地域の関係機関と連携を図り、意識の啓発や地域社会の環境浄化を推進します。

(6) 児童福祉、母子（父子・寡婦）福祉、及び婦人保護対策の推進

- ・ ひとり親家庭等の経済的自立や児童の健全育成を図るため、児童扶養手当等の支給や、福祉資金の貸付等を行います。
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携して支援します。
- ・ 配偶者等からの暴力など、悩みや問題を抱えた女性等の相談に応じるとともに、関係機関と連携して必要な支援を行います。

(7) 生活保護の適正実施

- ・生活保護法に基づき、生活困窮世帯に対して憲法で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を確保するとともに、自立助長に向けた支援を行います。
- ・生活保護実施方針を定め、業務の組織的かつ計画的な運営を行い、適正な生活保護の実施に努めます。
- ・被保護世帯ごとに自立阻害要因を的確に把握し、被保護世帯の実情に応じた自立助長支援を促進していきます。
- ・生活保護の相談・申請時において、保護制度の丁寧な説明等を行い、安心して相談できる体制を構築します。
- ・就労支援員を配置し、生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークとの連携事業）等により、被保護者等の就労支援を行います。
- ・課税調査の徹底等により、保護費の不正、不適正受給対策を実施します。

(8) 生活困窮者自立支援事業の推進

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行います。
- ・生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、必要な情報提供及び助言を行うとともに、各種自立相談支援事業により、本人の状況に応じた適切な支援を継続的に行います。
- ・貧困の連鎖の防止のため、生活困窮家庭の児童・生徒に対し学習の場を提供し、学習支援や児童等の悩みや進学などの助言を行うとともに、その親に対する相談支援等を実施します。

○ 地域保健部

(9) 精神保健福祉対策の推進

- ・増加傾向にあるストレスや不適応などの精神的諸問題を抱える人や家族を総合的に支援するため、精神科医師・保健師等による相談や訪問、関係機関との連携を推進します。
- ・自殺対策基本法の基本理念を踏まえ、相談体制を強化します。また、会議や研修をとおして関係者間の連携を推進します。
- ・精神保健福祉法に基づき、緊急に医療を必要とする精神障害者に対して適切な医療を確保するため、申請や通報の受理、調査、診察、判定、連絡調整を実施します。
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた関係者の調整・連携を進めていきます。

(10) 母子保健対策の推進

- ・乳幼児の心身障害の早期発見・早期療育のため、総合養育支援事業、乳幼児二次健康診査事業、発達障害児支援事業を実施します。
- ・学齢期の子どもの心の相談窓口を開設し、地域の関係機関と連携した子どもの心の相談支援体制の構築を図ります。
- ・思春期保健対策として、思春期教室を開催します。また、関係機関連携会議や研修等を開催し支援体制の強化を図ります。
- ・不妊対策の充実のため、大学生等を対象としたすこやか妊娠サポート事業等を実施します。

(11) とちぎ健康21プラン(2期計画)の推進

- ・とちぎ健康21プラン(2期計画)の推進を図るため、県北地区地域・職域連携推進事業等、また、生活習慣病予防対策や市町の健康増進事業への支援を行います。
- ・県民の食生活・栄養改善を図るため、専門的食生活指導・相談、地域の人材育成、地域の食と健康づくり推進事業、官民協働の健康づくり推進事業を実施します。
- ・健康増進法に基づき、特定かつ継続的に食事を提供する施設に対し、栄養管理の実施について情報の提供、助言指導及び研修等を行います。また、受動喫煙対策に関する苦情や相談等を受け付け、受動喫煙防止の体制づくりを支援します。

(12) 難病及び小児慢性特定疾病対策の推進

- ・ 患者及びその家族が安心して療養できる環境づくり・体制づくりを推進するため、関係機関と連携し、療養状況や支援の必要に応じた支援を実施します。
- ・ 個々の状況に応じた具体的な支援計画に基づき、在宅療養の支援を行います。

(13) 感染症予防対策の推進

- ・ 感染症集団発生を予防するための啓発として情報を発信します。
- ・ 感染症予防のため、集団給食従事者、水道従事者、福祉施設入所者等の腸内細菌検査等を実施します。
- ・ 感染症発生時の防疫対応が的確にできるよう、関係者に対する講習会や指導助言を行います。
- ・ 結核を含む感染症発生に対し、必要な範囲に対し調査を実施します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策としての的確な患者対応に努め、相談窓口等による正しい情報提供を行います。
- ・ 新型インフルエンザ等行動計画やガイドラインをもとに、新型インフルエンザの発生に備えるため、関係機関との連携を強化します。
- ・ 栃木県高病原性鳥インフルエンザ等健康調査等に係る対応指針に基づき、関係機関と連携し鳥インフルエンザ発生時の防疫作業員の健康調査等に備えます。
- ・ エイズ及び性感染症対策として、HIV（エイズ）、性器クラミジア、淋菌及び梅毒について、検査・相談の利用の機会に関する情報提供及び検査を受けやすくするための体制の整備に努めます。
- ・ 肝炎対策として、肝炎ウイルス検査の普及や相談体制の充実に努め、肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアップや、精密検査及び治療に要する医療費の助成に対する申請受付を行います。

(14) 食品の安全確保の推進

- ・ 食品の安全性を確保し、健康被害の発生を防止するため、県食品衛生監視指導計画に基づき、食品関係営業施設等に対する監視指導を強化します。特に、大規模観光地である那須・塩原を中心とした営業施設や広域流通食品製造業を重点的に監視指導するとともに、学校給食等の大量調理施設に対する衛生管理の徹底を指導します。
- ・ 食中毒などの健康被害の防止のため、営業者自身による自主衛生管理や食品の適正表示の推進を図るとともに、「とちぎHACCP」の認証取得を推進します。
- ・ 不良食品の流通を防止するため、収去検査を実施します。
- ・ 消費者・食品営業者等との相互理解を促進するため、食品に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）を実施します。

(15) 生活衛生の推進

- ・ 日常生活に密接な関係のある理容所・美容所・旅館・公衆浴場等の生活衛生関係営業施設の衛生確保を図るため、監視指導を実施します。特に、入浴施設におけるレジオネラ症発生防止のため、公衆浴場及び大規模旅館については重点的に実施します。
- ・ 多人数が利用する大規模店舗等の特定建築物における衛生的な環境の確保のため、監視指導を実施します。

(16) 薬事対策の推進

- ・ 医薬品、医療機器等の有効性及び安全性を確保するとともに、毒物・劇物等による危害の発生を防止するため、監視指導を実施します。特に、薬局・医薬品販売業者に対する販売管理体制等の監視を強化します。
- ・ 深刻な社会問題になっている薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止指導員と連携する等、正しい知識を普及啓発すると共に再乱用防止のための支援を行います。

(17) 温泉の保護と適正利用の推進

- ・ 温泉の適正利用を図るため監視指導を実施します。

(18) 試験検査の実施

- ・ 科学的な根拠に基づいた行政指導を行うため、食品収去検査、食中毒等関連検査、工場排水検査等を実施します。
- ・ 検査に当たっては、GLP を遵守するなど試験検査の信頼性の確保を図ります。

第3章 各部（各課）別事務概要

1 総務企画課

1 保健、医療及び福祉の総合的推進

- (1) 県北健康福祉センター協議会を開催します。
- (2) 県北地域医療構想調整会議、病院及び有床診療所会議を開催します。
- (3) 県北在宅医療推進支援センターにおいて、医療機関から施設、在宅等への切れ目のない支援体制を構築するために、会議や研修会等を開催します。また、市町の在宅医療・介護連携推進事業の取組を支援します。
- (4) 県北障害保健福祉圏域調整会議等を開催します。
- (5) 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る協議の場を設置します。
- (6) ホームページ等を活用し、適時適切な情報提供を行います。

2 健康危機管理の総合調整

- (1) 「県北地区健康危機管理連絡会議」を開催し、県北健康福祉センターを中核とした、平常時における関係機関・団体との連携体制の構築と、健康危機発生時における情報の収集、伝達、提供体制及び対応体制を整備します。
- (2) 健康危機管理への意識の高揚を図るため研修会等を開催します。
- (3) 栃木県救急・災害医療運営協議会災害医療体制検討部会県北地域分科会を開催し、災害医療体制の整備に向けた検討を行います。

3 統計調査の実施

- (1) 厚生労働省の委任により、公衆衛生活動の基礎資料となる人口動態調査や国民生活基礎調査をはじめ、医療施設調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告等の各種統計調査を行います。

4 保健・医療・福祉関係職員等の養成及び研修の充実

- (1) 保健・医療・福祉従事者の養成確保と資質の向上を図るため研修を実施します。また、実習生を受け入れます。
- (2) 保健福祉を担う関係者の資質の向上を図るため、地域保健福祉関係職員等研修を実施します。

5 病院及び診療所に対する指導、検査等の実施

- (1) 病院、診療所、歯科診療所及び助産所からの許認可申請及び届出についての審査、指導及び検査を行います。
- (2) 病院及び診療所に対する立入検査を実施します。
- (3) 医療安全相談センターに係る事務を行います。

6 あん摩マッサージ指圧師等施術所、柔道整復師施術所、歯科技工所、衛生検査所に対する指導、検査等の実施

- (1) あん摩マッサージ指圧師等施術所、柔道整復師施術所、歯科技工所、衛生検査所からの届出についての審査及び指導を行います。
- (2) 衛生検査所に対する立入検査を行います。

7 救急医療対策の充実

- (1) 救急法等講習会を開催します。
- (2) 救急告示医療機関の認定申出（新規・更新）に対する調査を行います。

8 地区公衆衛生大会の開催

- (1) 大田原地区公衆衛生協会の指導・助言及び地区公衆衛生大会を開催します。

9 各種免許の交付

(1) 次の各種免許に関する申請、籍訂正、再交付申請等の受理、免許証の交付を行います。

ア 〈国免許〉医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士

イ 〈県免許〉准看護師、栄養士

10 石綿による健康被害の救済給付の実施

(1) 石綿による健康被害の救済制度による救済給付の認定申請の受付業務を行います。

〈福祉支援チーム〉

1 児童福祉及び児童虐待防止対策の推進

(1) 児童虐待の対応について、要保護児童の通告受理等、児童相談所及び関係機関と連携して行います。

(2) 要保護児童対策地域協議会に参画し、関係機関との連携を図ります。

(3) 里親認定申請書等の受理及び認定に係る調査等を行います。

(4) 助産施設及び母子生活支援施設への入所及び入所後の自立支援を行います。

2 配偶者暴力防止法に係る被害者の相談・支援の推進

婦人相談員（母子・父子自立支援員兼務）等による相談を行うとともに、婦人相談所へ一時保護を依頼するなど、必要な支援を行います。

3 母子（父子・寡婦）福祉対策の推進

(1) ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員（婦人相談員兼務）等による相談や支援を行います。

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付相談、貸付金の交付及び償還支援を行います。

4 児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給

(1) 児童扶養手当（町）の受給資格認定及び支給事務を行います。

(2) 特別障害者手当、障害児福祉手当等（町）の受給資格認定及び支給事務を行います。

(3) 特別児童扶養手当（市町）の受給資格認定及び支給事務を行います。

5 民生委員・児童委員活動への支援

(1) 民生委員・児童委員を対象とした各種研修会を開催します。

(2) 主任児童委員を対象とした研修会を開催します。

(3) 民生委員・児童委員協議会定例会へ出席するなどして、助言や支援を行います。

6 地域福祉の推進

(1) おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業に関する業務を行います。

(2) 福祉関係の功績に係る叙勲・表彰に関する業務を行います。

(3) 厚生労働省所管事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るための国民生活基礎調査（所得票・貯蓄票）を行います。

7 青少年の健全育成の推進

(1) 那須地区青少年育成推進連絡協議会の運営を行います。

(2) 同協議会が開催する次の事業を行います。

・少年の主張発表那須地区大会

・環境浄化活動（携帯電話販売店、書店等への立入調査）

・青少年育成指導員等の研修会

2 生活福祉課

1 生活保護の適正実施

(1) 生活保護業務の実施方針の策定及び適切な運用

被保護世帯への適切な援助と自立促進を図るため、各世帯の実情に応じた実施方針を策定し、関係機関との連携を密にして制度の適正な運用に努めます。

また、生活保護制度が住民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進や不正受給対策の強化に努めます。

(2) 生活保護査察指導の実施

生活保護法の適正な実施を確保するため、各担当員に対し査察指導員による指導・学習機会の充実を図ります。

(3) 生活保護適正実施等推進事業の実施

生活保護の適正な実施を確保するため、次の事業を実施します。

ア 扶養義務調査徹底事業

扶養義務者からの支援状況を把握するため、扶養義務者等に対して扶養内容調査を実施します。

イ 収入調査徹底事業

収入状況調査を徹底し、適切な保護費支給及び不正受給防止に努めます。

ウ 保護開始時預貯金等調査徹底事業

資産状況調査を徹底し、適切な保護費支給及び不正受給防止に努めます。

エ 日用品費等支給適正運営事業

適正な日用品費等の支給を図るため、入院患者の日用品費等の調査を実施します。

オ 福祉事務所職員研修等事業

担当職員の知識・技能等の習得のため、積極的に研修会等へ参加させ、資質と実施水準の向上に努めます。

(4) 自主的内部点検の実施

生活保護業務実施上の問題点と改善策を検討するため、個別ケースの内部点検を実施します。

(5) ケース検討・診断会議の運営実施

生活保護法の適正実施にあたり、複雑困難な問題を有するケースについて、開始・廃止の決定、援助方針、措置内容等を総合的に検討し、決定の適法性、ケースの援助の充実及び妥当性を確保します。

(6) 自立支援プログラムの実施

被保護世帯の状況を把握し、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化し、各類型毎に自立支援の内容・実施手順を定めた自立支援プログラムに基づき、被保護者に対して必要な支援を組織的に実施します。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業（公共職業安定所との連携事業）

イ 年金受給支援プログラム

ウ 障害者自立支援プログラム

エ 入院患者退院促進プログラム

オ 金銭管理委託支援プログラム

(7) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用

一定額の資産価値を有する居住用不動産を所有する高齢者については、社会福祉協議会が行う要保護者向け不動産担保型生活資金の活用を促進します。

(8) 被保護者就労支援事業

就労支援員を配置し、就労の支援に関し被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、また就労後における職場定着に向けた支援を行います。

(9) 被保護者健康管理支援事業

生活面からの健康管理支援（健診受診勧奨等）を行うことで、被保護者の生活習慣病予防等を図り、自立助長を促進する目的で、当事業を実施します。

(10) 町、民生・児童委員、医療機関等との連携推進

管内の町と連携を強化するとともに、民生・児童委員協議会に出席する等により連絡協力体制を堅持していきます。また、医療扶助の適正な実施を確保するため、医療機関に対し制度の趣旨徹底と連絡協力体制を推進していきます。

(11) 生活保護の統計及び報告の実施

生活保護の実態を数量的に把握し、管内特性の把握等、生活保護業務運営のため活用します。

2 中国残留邦人等支援給付の適正実施

(1) 中国残留邦人に対する支援給付金の適正支給

中国残留邦人とその配偶者の生活の安定を目的として、その世帯の必要に応じて生活支援等を実施します。

3 生活困窮者自立支援制度の実施

(1) 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施

ア 自立相談支援事業の実施

生活困窮者自立相談支援員を当センター及び管内4町に配置し、ワンストップ型かつ寄り添い型の相談窓口として関係機関と連携しながら、包括的な支援・個別的支援・早期的支援・継続的支援を行います。

イ 住居確保給付金の実施

離職・廃業又は本人の都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し住居を喪失するおそれのある者等を対象に有期で住居確保給付金を支給します。また、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

ウ 就労準備支援事業の実施（委託事業）

生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就労が著しく困難な生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備（訓練）を計画的に実施、支援します。

エ 学習支援等事業の実施（委託事業）

生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童・生徒に対し、学習支援や児童等の悩みや進学などの助言を行い、児童等の学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上にむけ子どもと保護者の双方に必要な支援をします。

オ 家計改善支援事業の実施

生活困窮の原因が浪費や借金返済等にあり、家計の収支均衡がとれないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにし、生活の再生に向けた情報提供、専門的な助言・指導を行い相談者自身の家計管理能力を高め、早期に生活が再生されるようを支援します。

3 健康支援課

1 精神保健福祉の推進

(1) 精神保健福祉対策の総合的な推進

ア 精神保健福祉相談指導事業

精神疾患の早期発見・早期治療を促進するため、精神保健福祉に関する相談、指導を実施します。

- ・精神保健福祉相談（クリニック）
- ・家庭訪問・面接・電話相談
- ・事例検討・コンサルテーション・受理会議等を実施し市町・関係機関との連携強化

イ 自殺対策事業の推進

自殺対策の一環として、住民を対象に普及啓発及び関係者の研修等を実施します。また、市町や関係機関と連携し、自殺対策のセーフティネットを構築します。

ウ 精神科緊急医療の確保

精神保健福祉法に基づき、緊急に医療を必要とする精神障害者に対して適正な医療を確保するため、申請や通報の受理、調査、診察、連絡調整を実施します。また、警察署等の通報機関や精神科救急情報センターと適切な連携・協力を行います。

エ 精神科病院に対する指導

適正な精神障害者の医療及び保護を確保するため、精神科病院の運営や入院者の処遇の状況を実地において調査し、必要な指導を行います。

(2) 精神障害者の自立の促進

ア 自立支援医療の認定及び精神保健福祉手帳の交付

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

ウ 措置入院者の退院後支援

地域でその人らしい生活を安心して送れるよう、措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を受けられる仕組みの整備を行います。

エ 市町・相談支援事業所との連携

市町等が行う障害者自立支援法に基づく相談支援体制が円滑に実施されるよう関係機関と連携を図ります。

オ 発達障害者及び高次脳機能障害者に対する支援

(3) 障害者の社会参加の促進

ア 精神障害者社会参加総合推進事業

家族や関係機関の職員を対象に家族教室や研修等を行い、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図ります。

2 母子保健の推進

(1) 子どもの健やかな成長、発達への支援

ア 乳幼児健全育成事業（乳幼児二次健康診査、発達障害児支援事業、総合養育支援事業）

乳幼児の心身障害を早期に発見し、早期療育を行います。

イ 療育の給付

長期間の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付及び学習用品・日用品の給付を行います。

ウ 子どもの心の相談支援体制強化事業

発達障害等を持つ学齢期の子どもや保護者のために、子どもの心の相談窓口を開設し相談

支援体制の充実を図ります。また、子どもの心の問題等に対応するため、地域の医療機関や保健・医療・福祉・教育関係機関と連携した支援体制の構築を図ります。

(2) 安心して妊娠、出産できる環境の確保

ア 総合養育支援事業

未熟児や特定妊婦等の支援について、産科医療機関・市町等と連携した支援体制の構築を図ります。

イ ようこそ赤ちゃん！支え愛事業

産後うつ等を抱える妊産婦への支援について、産科・精神科医療機関・市町等と連携し、早期支援が図れるよう体制の構築を図ります。

ウ すこやか妊娠サポート事業

就職や結婚、妊娠、出産を迎える大学生等を対象に、妊娠出産に関する正しい知識等を普及啓発し、妊娠や出産を踏まえたライフプラン設計を支援します。

エ 不妊に悩む方への特定治療支援事業

令和4年3月末までに開始した保険適用外の体外受精及び顕微授精に係る治療費の一部を令和5年5月まで助成します。（今年度助成の対象は治療が令和5年2月、3月にかかる方のみ）

オ 受胎調節実施指導員免許申請の受理

(3) 思春期保健対策の充実

思春期の子どもやその保護者に対して、命の大切さや性に関する正しい情報を普及啓発するため教室を行います。

(4) 母子保健推進体制の整備

母子保健推進部会

母子保健対策のあり方等について協議するとともに、保健・医療・福祉・教育等関係機関との連携を図ります。

4 健康対策課

1 とちぎ健康21プラン（2期計画）の推進

(1) 地域・職域連携の推進

地域・職域連携推進部会を開催し、地域の健康課題の抽出や検討を行い、情報交換会・研修を通じて、プランを推進します。

2 健康長寿とちぎ県民運動推進事業の推進

健康づくり推進条例に基づき、健康長寿とちぎ県民推進運動を推進します。なお、身体（からだ）を動かそうプロジェクト、食べて健康！プロジェクト、栃木県脳卒中啓発プロジェクト、人生100年フレイル予防プロジェクトの4つを重点プロジェクトとして掲げ、取り組みを行います。

3 生活習慣病対策の推進

糖尿病や脳卒中、がんなどの生活習慣病の予防について普及啓発をはかるとともに、特定健診・保健指導及び健康増進法に基づき市が実施する保健事業の評価について支援を行います。

4 とちぎ健康経営事業所認定制度推進事業

事業所による働く世代の健康づくりを促進するため、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所の認定制度について、周知や情報提供を行います。

5 栄養改善対策の推進

(1) 専門的・広域的食生活指導・支援事業

在宅で療養する者に対する個別及び集団の食事療養指導等を行います。また、保健、医療、介護・福祉に係る機関等と連携し、食生活支援体制の整備を図ります。

(2) 地域の人材育成

地域の健康づくりや栄養改善業務を効果的に推進するため、管内市町所属及び在宅の栄養士、食生活改善推進員等を対象に研修会を開催します。

(3) 給食施設等指導事業

健康増進法に基づき、特定給食施設やその他の給食施設等の衛生及び栄養管理の適正化を図るため、給食施設巡回指導や相談、研修会を開催します。

また、給食研究会を支援し、給食種別ごとのネットワークづくりを支援します。

(4) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、県民の健康・栄養状態を明らかにするため必要な調査を実施します。

(5) 食品表示推進事業

健康増進法及び食品表示法に基づき、誇大表示や食品表示(保健事項)等に関する指導を行います。

6 食生活改善環境整備の推進

(1) 地域の食と健康づくり推進事業

地域の健康づくりの関係者との連携強化を図りつつ、子どもの頃から高齢期までの、食育・健康づくりを推進するための会議・研修会等を開催します。

(2) 食生活改善推進事業

企業や団体と連携し、県民の健康的な食生活等の環境を整えるため、「とちぎのヘルシーグルメ推進店」の推進拡大、栄養成分表示やヘルシーメニューの提供に関する相談指導、研修会等を開催します。

7 運動・身体活動推進事業の推進

身体を動かそうプロジェクトの一環として、健康づくりのためのウォーキング普及に向けた機運を高めます。

8 喫煙対策の充実

(1) 職場等における受動喫煙防止の環境整備を支援します。

(2) 多数の人が利用する店舗・施設における受動喫煙を防止するため「とちぎ禁煙・推進店(施設)」の登録を推奨します。

(3) 健康増進法の改正について広く周知し、相談・苦情等の対応を行います。

9 歯科保健の推進

県民自らが歯及び口腔の健康づくりに関心と理解を深めることができるよう、コンクールや啓発を実施します。

10 難病対策の推進

(1) 小児慢性特定疾病、指定難病特定医療費

小児慢性疾病及び原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、特定の疾病について、その患者家族の医療費の負担軽減を図るため、保険診療自己負担分の一部を公費負担します。

(2) 難病患者地域支援対策事業及び小児慢性特定疾患総合支援事業

在宅で療養している難病患者及び家族への支援を行うため、関係機関、患者団体及び専門医師等との連携を推進します。

ア 申請等の面談・電話相談

イ 保健師・専門医等による訪問指導、事例検討会

ウ 在宅難病患者支援者等研修会

エ 在宅神経難病患者等の緊急時のための情報提供

オ 患者・家族会、医療生活相談会

11 感染症対策の推進

感染症の予防及びまん延防止のため、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症に対し、法に基づき適切な対策を実施します。

(1) 感染症予防対策

- ア 施設給食従事者、水道従事者、福祉施設入所者等の腸内細菌検査（細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌O-157等）の実施
- イ 感染症予防機動班による集団給食施設等への監視指導の実施
- ウ 施設等管理者や介護従事者等を対象とした、感染症予防に関する知識及び技術に関する指導・助言の実施

(2) 感染症発生時対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、迅速かつ的確に対策を実施します。なお、感染症類型に応じて以下のことを行います。

- ア 疫学調査、応急入院勧告、患者の搬送、健康診断の勧告や消毒の命令等の実施
- イ 感染症診査協議会、感染症診査協議会結核部会の開催
- ウ 医療費の公費負担の実施
- エ 結核患者の登録管理及び結核登録者情報システムの実施
- オ 結核患者各自に適した必要な服薬支援（地域DOTS）の実施
- カ 年間を通じた、感染症指定届出医療機関からの感染症発生情報、病原体情報の収集及び住民に対する感染症流行状況の提供及び感染予防のための普及啓発の実施

(3) 新型インフルエンザ等対策

行動計画及びガイドラインに基づき、迅速かつ的確に対策を実施します。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

感染症法に基づき、的確な患者対応に努め、相談窓口等による正しい情報提供を実施します。

(5) 鳥インフルエンザ発生時の防疫作業員の健康調査

対応指針等に基づき、関係機関と連携し迅速かつ的確に実施します。

(6) エイズ・性感染症予防対策

特定感染症予防指針に基づき以下の事業を実施します。

- ア HIV抗体検査、性感染症（梅毒、クラミジア、淋菌）検査
- イ HIV検査普及週間や世界エイズデーに合わせたエイズ・性感染症に関する普及啓発事業の実施

(7) 肝炎対策

- ア B型・C型肝炎ウイルス検査の実施
- イ ウイルス性肝炎者等陽性者フォローアップ事業の実施
- ウ 電話等による相談の受付
- エ 医療費助成に関する相談及び申請の受付

12 原爆被爆者援護の推進

原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づき、被爆者の健康管理を図るため、手帳の交付、手当の支給、健康診断の実施等被爆者援護事業を実施します。

13 骨髄バンク登録の推進

骨髄バンク登録に対する理解と普及啓発を推進するため、骨髄提供希望者からの相談を受け、登録に必要な採血業務等を行います。

14 臓器移植の推進

臓器提供意思カードの普及を推進します。

5 生活衛生課

1 食品の安全確保の推進

ノロウイルスや腸管出血性大腸菌O-157等による食中毒など食品による事故の発生を防止するため、食品関係営業施設に対する指導及び検査等を実施します。

(1) 食品関係営業施設の許可に係る指導及び検査

食品関係営業施設の新規許可及び更新許可に係る指導及び検査を実施します。

(2) 食品関係営業施設及び給食施設の監視および衛生指導

食品衛生機動班を活用して、観光地のホテル、旅館、製造業者及び大規模販売等の食品関係営業施設を、また感染症予防機動班を活用して給食施設の監視指導を強化し、食品による健康被害の発生を防止します。さらに、食品製造加工業届出施設についても監視指導を行い、食の安全安心の確保に努めます。

(3) 食品の収去検査の実施

食品製造施設、スーパーマーケット等の食品販売店から食品を収去検査し、不良食品の流通を防止します。

また、放射性物質に汚染された不良食品の流通防止のため、併せて収去検査を実施します。

(4) 食品関係営業者等に対する衛生講習会及びリスクコミュニケーションの実施

食品関係営業者等に対する衛生講習会を実施し、食品の衛生的な取り扱い及び適正表示等の指導を行うとともに、食品の安全性に対する正しい理解促進のため、消費者、食品関係営業者、行政との相互理解推進を図ります。

(5) 食品衛生関係団体の育成指導

栃木県食品衛生協会の支部等の育成指導を行うとともに、食品衛生指導員等の活動強化を図り、食品取扱従事者の健康管理、施設の改善等の自主衛生管理を促進します。

(6) とちぎHACCPの普及推進

栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎHACCP）の普及を図ることにより、食中毒等事故のリスクを低減し、消費者が安全な食品を選択する際に参考となる情報を提供します。

2 生活衛生の推進

(1) 生活衛生関係営業施設の許可、監視指導

理容所・美容所・クリーニング所の確認、旅館・公衆浴場及び興行場の許可、民泊の届出受理及び各施設の設備・衛生管理等の監視指導を行います。

(2) 建築物衛生法に関する衛生指導・事業登録

特定建築物に対して、衛生的な維持管理に係る監視指導と共に特定建築物の届出及び自主管理の指導を行います。また、建築物衛生法に基づく登録業の登録、衛生管理指導を行います。

(3) 衛生害虫等の駆除に係る指導

住宅衛生、衛生害虫等に係る相談に対して、駆除の方法等の適切な指導・助言を行います。

(4) 遊泳用プールの監視指導

設備、衛生管理等の監視指導を行います。

3 狂犬病予防事業の推進

市町及び獣医師会と連携し、狂犬病予防業務の推進を図ります。

4 水道対策の推進・飲用井戸衛生指導

良質で安定した水の供給を図るため、上水道、簡易水道等の施設整備及び適正管理の監視指導を行うとともに住民からの飲用井戸の衛生管理についての相談に応じ、指導助言を行います。

5 薬事対策の推進

(1) 薬局・毒物劇物販売業等の許可・登録、監視指導

薬局及び高度管理医療機器販売業等の許可を行うとともに、医薬品等の有効性、安全性を確保するために監視指導を行います。

毒物劇物販売業の登録を行うとともに、危害防止のための監視指導を行います。

(2) 薬局機能情報の提供

薬局機能情報を集約し、地域住民へのわかりやすい情報提供に努めます。

(3) かかりつけ薬剤師・薬局の更なる充実

認定薬局が少ない地域の薬局を支援する等、認定薬局制度の更なる普及啓発に取り組み、かかりつけ薬剤師・薬局の更なる充実に努めます。

6 麻薬・薬物乱用防止対策事業

麻薬・向精神薬・大麻・覚せい剤原料取扱者等に対する免許事務を行うとともに、これらの施設等への監視指導を実施します。

また、覚せい剤・大麻等薬物の乱用を未然に防止するため、啓発運動を行うと共に、再乱用防止のための支援を行います。

7 血液対策の推進

栃木県献血推進計画に基づき、管内市町・地区献血推進協議会及び関係機関との密接な連携のもとに、献血思想の普及啓発を実施します。

8 温泉の保護と適正利用の推進、及び災害防止の徹底

温泉の保護と適正利用を推進し、併せて温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止と浴用施設における硫化水素による事故の防止を図るため、温泉掘削等の許認可事務を行うとともに、温泉監視要領に基づき監視指導を実施します。

9 生活衛生同業組合協議会の運営

生活衛生営業者の健全な経営と良好な衛生水準の向上を図るため、生活衛生同業組合協議会大田原支部、矢板支部、南那須支部の事務局として協議会事業の運営、会計事務を担当します。

6 試験検査課

1 食品衛生検査の実施

科学的な根拠に基づいた行政指導等を行うため、計画的に食品の規格基準検査等を実施するとともに、食中毒関連細菌検査を実施します。これらの検査において、食品衛生検査施設における検査又は試験の業務管理基準（GLP）を遵守し、試験検査の信頼性の確保を図ります。

2 環境・公害検査の実施

環境保全のため、環境森林事務所からの依頼に基づき、特定事業所等の排水検査を実施します。また、異常水質や公害苦情が発生した際の検査を実施します。

3 臨床細菌検査の実施

食中毒予防及び感染症予防のため、集団給食従事者、水道従事者、福祉施設入所者等の腸内細菌検査等を実施します。

4 調査研究の推進

効率的な試験検査法の検討や行政指導等の一助とするため、食品衛生等に関する調査研究を推進します。

第4章 令和4（2022）年度各部（各課）の事業実績

□ 総務福祉部

1 県北健康福祉センター協議会

住民が健康に生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、健康福祉センター協議会を設置し、地域保健福祉対策を総合的に推進しました。また、県北地域における将来の目指すべき医療提供体制等を検討するため、県北地域医療構想調整会議を開催しました。

(1) 県北健康福祉センター協議会

回	開催日時・場所	内 容	出席者数
		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施なし	

(2) 県北地域医療構想調整会議 ・ 県北構想区域病院及び有床診療所会議

回	開催日時・場所	内 容	出席者数
1	令和4(2022)年 8月12日(金) 書 面	① 令和4(2022)年度地域医療構想調整会議等の進め方について ② 令和3(2021)年度病床機能報告集計結果の概要（速報版） ③ 外来医療の機能の明確化・連携について ④ 外来医療計画に係る医療設備・機器等の効率的な活用について ⑤ 医師の働き方改革について ⑥ 栃木県保健医療計画（8期計画）の策定について ⑦ その他	委 員 23名
2	令和5(2023)年 1月27日(金) 書 面	① 今後の地域医療構想等の進め方について ② 意向調査・役割調査集計結果（速報版） ③ 外来機能報告及び紹介受診重点医療機関について ④ 令和4(2022)年度外来機能報告集計結果（速報版） ⑤ 令和4(2022)年度病床機能報告集計結果（速報版） ⑥ 医師の働き方改革における県内医療機関の状況等について ⑦ 患者調査を用いた推計患者数の推移 ⑧ 平成17～29年の患者調査の疾病別受療率の推移 ⑨ 令和4(2022)年度医療・介護の体制整備に係る協議の場について	委 員 23名
3	令和5(2023)年 2月28日(火) 書 面	① 今後の地域医療構想等の進め方について ② 意向調査・役割調査説明対象医療機関一覧 ③ 外来機能報告及び紹介受診重点医療機関について ④ 病院開設等事前協議に対する意見等について	委 員 23名

2 管内市町保健・福祉担当主管課長会議等

保健・福祉事業を効率的・効果的に推進していくため、管内市町保健・福祉担当主管課長会議を開催し、情報共有を行いました。

(1) 管内市町保健・福祉担当主管課長会議

回	期 日	内 容	出席者数
1	R4(2022).8.1 (月) 書面開催	① 令和4(2022)年度健康福祉センター事務事業の執行方針 ・重点事業 ② 各市町の保健・福祉事業の概要 〔令和4(2022)年度新規事業、重点事業等〕 ③ 市町からの提出議題	—

(2) 県北地区健康危機管理連絡会議

回	期 日	内 容	出席者数
		感染症拡大防止のため実施無し	

(3) 災害医療体制検討部会県北地域分科会

回	期 日	内 容	出席者数
		感染症拡大防止のため実施無し	

3 在宅医療推進支援センター事業

在宅医療に関する関係機関相互の連携を強化し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図るため、管内担当者会議の開催や多職種連携会議への参加等とおして在宅医療・介護連携支援事業に取り組む市町への支援を行いました。

また、入退院支援の取組として平成31年4月に作成した「在宅療養に係る入退院支援の手順書」について内容の見直しを行い、第2版を作成しました。

(1) 会議・研修会等

	開催日時・場所	内 容	出席者数
1	R5(2023).3.17 那須庁舎 501 会議室	管内在宅医療・介護連携推進事業担当者会議 ・在宅医療・介護連携推進事業の進め方について ・第8期栃木県医療計画について ・意見交換	17名

4 医 事

医療法に基づき、病院に対する立入検査を行うほか、病院及び診療所等からの許認可申請及び各種届け出について審査・指導・検査を行い、医療施設等の管理運営の適正化を図りました。

(1) 医療施設

(令和5(2023)年4月1日現在)

区分	病院		診療所		歯科診療所		助産所		計	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
大田原市	4	888	52	69	23		1	3	80	960
那須塩原市	6	1,160	64	8	51		3	4	124	1,172
那須町	1	321	13	19	7		1		22	340
小計	11	2,369	129	96	81		5	7	226	2,472
矢板市	3	660	19	57	14				36	717
さくら市	2	361	29	18	(1) 15		1	3	(1) 47	382
塩谷町			7		6				13	
高根沢町	2	99	16	5	13				31	104
小計	7	1,120	71	80	(1) 48		1	3	(1) 127	1,203
那須烏山市	2	272	(1) 19		(1) 13				(2) 34	272
那珂川町	1	50	8		5				14	50
小計	3	322	(1) 27		(1) 18				(2) 48	322
合計	21	3,811	(1) 227	176	(2) 147		6	10	(3) 401	3,997

※ () 内は、休止中(再掲)

(2) 施術所・技工所

(令和5(2023)年4月1日現在)

区分	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう	柔道整復	歯科技工所	計
大田原市	(17) 56	26	6	(17) 88
那須塩原市	(80) 164	44	17	(80) 225
那須町	(11) 28	5	6	(11) 39
小計	(108) 248	75	29	(108) 352
矢板市	(9) 27	12	13	(9) 52
さくら市	(8) 27	20	9	(8) 56
塩谷町	(1) 4	5	2	(1) 11
高根沢町	(8)			(8)

	23	11	6	40
小 計	(26)			(26)
	81	48	30	159
那 須 烏 山 市	(5)			(5)
	6	9	6	21
那 珂 川 町	(1)			(1)
	9	3	3	15
小 計	(6)			(6)
	15	12	9	36
合 計	(140)			(140)
	344	135	68	547

※ () 内は、出張マッサージのみの届出 (再掲)

5 人口動態統計

人口動態統計は、統計法に基づく指定統計として、出生・死亡・死産・婚姻・離婚届により作成され、公衆衛生活動の基礎資料として活用されています。

各年のデータについては、栃木県のホームページで公表されている「栃木県保健統計年報」や「栃木県人口動態統計(確定数)の概況」等を参照してください。

6 地域保健福祉教育研修

在宅サービスを担う保健・福祉関係者の研修を行い資質の向上を図るとともに、看護学生・医学生等の実習指導や臨床研修医師の研修受入れを通して人材育成を図りました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、実習受入れの中止や実習日数が短縮となった学校がありました。

(1) 地域保健福祉関係職員等研修

	開催日時・場所	内 容	対 象	出席者数
1	R4(2022).11.18(金) トコトコ大田原	ケースワークの「アセスメントの視点」と「効果的な ケース検討会議」を行うポイント 講師 大正大学心理社会学部臨床心理学科 教授 近藤 直司氏	管内保健師等	30名
2	R4(2022).12.26(月) 塩谷庁舎	災害時の保健師活動 講師 自治医科大学看護学部 教授 春山 早苗氏	管内保健師等	35名

(2) 実習生等指導状況

	学 校 名 等	実習日数	実習生数
1	獨協医科大学(医学部) *受入れ中止	—	—
2	自治医科大学(医学部)	5日間	7名
3	足利大学(看護学部看護学科) 2グループ	6日間	8名
4	獨協医科大学(看護学部看護学科) 3グループ	6日間	11名
5	国際医療福祉大学(保健医療学部看護学科) 3グループ	3日間	15名
6	自治医科大学(看護学部3年) 4グループ	16日間	16名

7	栃木県立衛生福祉大学校(保健学部保健学科) 2グループ	16日間	4名
8	芳賀赤十字病院 臨床研修	10日間	1名
計	7機関 16 グループ	62日間	62名

(3) 救急法等講習会

	開催日時・場所	内 容	対象者	出席者数
		感染症拡大防止のため実施無し		

7 障害者福祉関係

障害のある人がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町が障害福祉サービスを一元的に提供していますが、健康福祉センターでは、障害者の生活支援や就業支援、相談のための広域的な調整などの市町支援を行いました。

(1) 障害保健福祉圏域調整会議

障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を目的とした各市町障害福祉計画推進のため、例年、県北障害保健福祉圏域調整会議を開催していましたが、R4年度はコロナ禍の影響により、障害福祉課主催の県内全市町を対象とした会議に参加しました。

◆障害保健福祉圏域調整会議

回	期 日	内 容	出席者数
1	R5(2023). 3.7(火) ワラソイ会議	① 障害福祉の動向について ② 各種計画の策定について ③ ひきこもり支援の推進について ④ 医療的ケア児への支援について ⑤ 相談支援従事者主任研修に係る申請手続きの変更について ⑥ その他	県内の市町及び健康福祉センター担当者等 約 80 名

(2) 医療的ケア児支援の協議の場

◆医療的ケア児に係る情報交換会

回	期 日	内 容	出席者数
		感染症拡大防止のため実施無し	

8 障害者福祉事業関係

福祉の増進を図ることを目的として、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に特別障害者手当を、重度の障害があるため、常時の介護を必要とする状態にある方に障害児福祉手当(20歳未満の児童)・経過的福祉手当(20歳以上の方)を支給しました。

また、精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当を父母等に支給しました。

(1) 特別障害者手当等受給状況(令和5(2023)年4月1日現在) (単位:人)

市町名	受給者数	うち支給 停止者数	手当別内訳		
			特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当経過措置分
塩谷町	9	(0)	6	3	0
高根沢町	24	(0)	17	7	0
那須町	30	(0)	23	7	0
那珂川町	14	(0)	10	4	0
計	77	(0)	56	21	0

(2) 特別児童扶養手当受給状況(令和5(2023)年4月1日現在) (単位:人)

市町名	受給 世帯数	うち支給 停止世帯数	対象 児童数	障害別内訳			
				外部障害	内部障害	知的障害・ 精神障害	重複障害
大田原市	153	(16)	149	19	8	121	1
矢板市	74	(5)	73	12	7	53	1
那須塩原市	299	(16)	303	43	19	239	2
さくら市	68	(5)	70	9	5	55	1
那須烏山市	38	(6)	38	3	2	31	2
塩谷町	10	(1)	10	2	2	6	0
高根沢町	53	(3)	57	7	2	48	0
那須町	40	(2)	43	6	3	34	0
那珂川町	21	(1)	21	3	3	15	0
計	756	(55)	764	104	51	602	7

9 石綿による健康被害の救済制度関係

石綿(アスベスト)により中皮腫や肺がんにかかった方及びそのご遺族の方に対し、環境再生保全機構が医療費等や一時金(特別遺族弔慰金等)を支給しており、健康福祉センターでは、救済給付申請の受付、相談等を行っています。

年度	申請受理件数	相談実件数	備考
30(2018)	1	1	
R元(2019)	0	0	
R2(2020)	2	2	
R3(2021)	0	4	
R4(2022)	0	7	

10 高齢者福祉関係

少子高齢化が急速に進行する中、地域包括ケアシステムの構築における中核機関として期待されている地域包括支援センターに対し、職員研修の実施など機能強化に係る支援等に取り組みました。

◆ 市町別高齢化率の推移 (各年10月1日現在)

(単位：人・%)

市町村名	令和2(2020)年		令和3(2021)年		令和4(2022)年	
	65歳以上人口/人口	高齢化率	65歳以上人口/人口	高齢化率	65歳以上人口/人口	高齢化率
大田原市	21,166/72,086	29.4	20,978/70,021	30.0	21,138/71,172	30.5
矢板市	10,354/31,167	33.2	10,442/30,564	34.2	10,494/30,369	34.8
那須塩原市	32,150/114,376	28.1	32,623/112,762	28.9	33,063/114,895	29.4
さくら市	11,915/44,663	26.7	11,829/44,100	26.8	11,954/44,241	27.1
那須烏山市	9,353/24,662	37.9	9,402/24,381	38.6	9,385/23,896	39.3
塩谷町	4,114/10,254	40.1	4,178/10,095	41.4	4,151/9,854	42.1
高根沢町	7,401/28,841	25.7	7,514/28,795	26.1	7,556/28,878	26.5
那須町	9,541/23,475	40.6	9,875/23,510	42.0	9,963/23,535	42.8
那珂川町	6,034/15,008	40.2	6,082/14,806	41.1	6,088/14,453	42.2
計	112,028/364,532	30.7	112,923/359,034	31.5	113,792/361,293	31.5
栃木県	558,651/1,922,680	29.1	560,400/1,885,975	29.7	562,998/1,908,380	29.5

資料：県統計課「栃木県毎月人口調査」

◆ 管内の地域包括支援センター数 24か所 (令和5(2023)年4月1日現在)

11 青少年健全育成関係

青少年の健全育成を図るため、少年の主張発表那須地区大会、各種研修会の開催など、那須地区青少年育成推進連絡協議会の運営に取り組みました。

(1) 青少年行政概要(令和5(2023)年4月1日現在)

(単位：人)

市町名	主管課	青少年問題協議会			育成指導員	育成推進員 少年指導員
		有	無	設置根拠 構成人員		
大田原市	学校教育課	有		条例 24	2	2 61
那須塩原市	生涯学習課	有		条例 17	2	2 116
那須町	生涯学習課	有		条例 19	1	— 4

(2) 青少年健全育成条例による調査指導状況(令和4(2022)年度)

調査員 延人員	調査対象別実施状況						
	図書類取扱業者 (書店、ビデオレンタル店等)	自動販売機等 (雑誌、ビデオ・DVD等)	深夜立入制限施設 (ボウリング場、ゲームセンター等)	複合カフェ (マンガ喫茶、インターネットカフェ等)	がん具類 取扱業者	携帯電話 販売	計
30人	28箇所	1箇所	8箇所	0箇所	3箇所	8箇所	48箇所

(3) 少年の主張発表大会の開催状況(令和4(2022)年度)

開催日	開催場所	発表者
R4(2022). 9. 2(金)審査	新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面審査で実施	参加21人

12 社会福祉事業関係

管内町の地域福祉推進の担い手である民生委員・児童委員の研修を実施しました。

民生委員・児童委員の状況

① 民生委員・児童委員の委嘱状況(令和5(2023)年4月1日現在)

市町名	区分	定数	男	女	備考
大田原市	主任児童委員	14	1	11	現員12名(▲2)
	総数	147	53	89	欠員5名
矢板市	主任児童委員	8	2	6	
	総数	74	31	43	
那須塩原市	主任児童委員	19	5	12	現員17名(▲2)
	総数	214	76	121	欠員17名
さくら市	主任児童委員	6	0	6	
	総数	83	38	44	欠員1名
那須烏山市	主任児童委員	5	0	4	現員4名(▲1)
	総数	77	34	39	欠員4名
塩谷町	主任児童委員	2	0	2	
	総数	32	17	15	
高根沢町	主任児童委員	3	0	3	
	総数	53	24	25	欠員4名
那須町	主任児童委員	3	0	3	
	総数	53	28	23	欠員2名
那珂川町	主任児童委員	3	0	3	
	総数	53	24	29	
計	主任児童委員	63	8	50	現員58名(▲5)
	総数	786	325	428	欠員33名

(保健福祉課より)

② 委員1人当たりの担当人口、世帯数、面積(令和5(2023)年4月1日現在)

市町名	定数	人口 (人)	1人当たり 人口	世帯数 (世帯)	1人当たり 世帯数	面積 (km ²)	1人当たり 面積
大田原市	133	70,674	531	30,470	229	354.36	2.66
矢板市	66	30,138	457	12,133	184	170.46	2.58
那須塩原市	195	114,334	586	48,952	251	592.74	3.04
さくら市	77	44,086	573	16,757	218	125.63	1.63
那須烏山市	72	23,600	328	9,109	127	174.35	2.42

塩谷町	30	9,724	324	3,623	121	176.06	5.87
高根沢町	50	28,697	574	12,294	246	70.87	1.42
那須町	50	23,344	467	9,382	188	372.34	7.45
那珂川町	50	14,236	285	5,559	111	192.78	3.86
計	723	358,833		148,279		2,229.59	

資料：県統計課「栃木県毎月人口推計月報」

③ 研修の実施状況(令和4(2022)年度)

名称	内容	期間・期日	参加人数	会場
民生委員児童委員 地区別研修会	DVD視聴 「高めよう！見守り力～高齢者・障害者の 消費者被害を防ぐために～」(消費者庁)	令和4(2022)年7月 ～令和5(2023)年2月	318名	市町ごとに実施
主任児童委員・ 地域協力員研修会	講演会 題目：「児童家庭福祉の現状とこれから」 講師：社会福祉法人 養徳園 総合施設長 福田雅章氏	令和5(2023)年 2月7日(火)	40名	GUNEI 三島ホール

13 母子及び父子並びに寡婦福祉法・婦人保護関係

ひとり親家庭の抱える問題やニーズに的確に対応し自立促進を図るため、母子父子寡婦福祉貸付金制度の運用、児童扶養手当の支給及び相談を行いました。また、各種婦人相談に適切に対応するとともに、暴力被害女性に対して関係機関との協力の下に必要な支援を行いました。

(1) 母子福祉資金の利用状況(令和4(2022)年度)

(単位:円)

福祉事務所名	就学支度 資金	修学資金	生活資金	技能習得 資金	修業資金	転宅資金	計
大田原市	(2) 710,000						(2) 710,000
那須塩原市	(8) 2,980,000	(4) 1,764,000		(1) 2,052,000	(1) 290,000	(1) 142,000	(15) 7,228,000
さくら市	(5) 1,657,180	(7) 10,173,000	(1) 200,000				(13) 12,030,180
矢板市		(1) 517,200					(1) 517,200
県北健康福祉センター	(5) 2,480,000	(3) 2,160,600					(8) 4,640,600
計	(20) 7,827,180	(15) 14,614,800	(1) 200,000	(1) 2,052,000	(1) 290,000	(1) 142,000	(39) 25,125,980

※()内は利用件数

(2) 父子福祉資金の利用状況(令和4(2022)年度)

(単位:円)

福祉事務所名	就学支度 資 金	修学資金	生活資金	修業資金	転宅資金	計
那須塩原市			(1) 300,000			(1) 300,000
さくら市	(1) 410,000					(1) 410,000
計	(1) 410,000		(1) 300,000			(2) 710,000

※()内は利用件数

(3) 寡婦福祉資金の利用状況(令和4(2022)年度)

実績無し

(4) 児童扶養手当受給状況(令和5(2023)年4月1日現在)

(単位:人)

市町名	全部支給者数	一部支給停止者数	支給停止者数	合 計
塩谷町	25	28	15	68
高根沢町	60	83	25	168
那須町	66	68	30	164
那珂川町	40	39	23	102
計	191	218	93	502

(5) 母子・父子自立支援員相談指導状況(令和4(2022)年度)

(単位:件)

区 分	前年度 未処理件数	新規件数	計	解決件数	未処理件数	相談延件数
生活一般		38	38	38		402
児 童		2	2	2		2
経済的支援・生活援護		117	117	117		447
その 他						
計		157	157	157		851

(6) 婦人保護経路別相談状況(令和4(2022)年度)

(単位：人)

区 分		本人 自 身 (1)	警 察 関 係 (2)	法 務 関 係 (3)	教 育 関 係 (4)	労 働 関 係 (5)	他 の 婦 人 相 談 所 (6)	他 の 婦 人 相 談 員 (7)	福 祉 事 務 所 (8)	他 の 相 談 機 関 (9)	社 会 福 祉 施 設 等 (10)	医 療 機 関 (11)	縁 故 者 ・ 知 人 (12)	そ の 他 (13)	計 (14)
婦 人 相 談 員	新 規								1	10			1	6	18
	再 来							3		1				1	5

区 分	処 理 済 実 人 員 (年度中)											指 導 延 件 数 ※ 年 度 中 (12)	訪 問 調 査 指 導 延 件 数 ※ 再 掲 (13)	年 度 未 現 在 未 処 理 人 員	
	婦 人 保 護 施 設 に 入 所 (1)	就 職 ・ 自 営 (2)	結 婚 (3)	家 庭 へ 送 還 (4)	福 祉 事 務 所 へ 移 送 (5)	婦 人 相 談 所 ・ 婦 人 相 談 員 へ 移 送 (6)	他 府 県 の 婦 人 相 談 所 へ 移 送 (7)	・ 婦 人 相 談 員 へ の 移 送 (8)	施 設 へ 移 送 の 関 係 機 関 ・ (9)	助 言 ・ 指 導 の み (10)	そ の 他 (11)			計 (11)	一 時 保 護 (14)
婦人相談員									19	4	23	292	47		

14 家庭児童福祉関係

地域における児童問題を早期に発見し、適切な対応ができるよう地域ネットワークを確立するとともに、子育て支援の強化を図りました。

(1) 要保護児童対策地域協議会参加の状況(令和4(2022)年度)

市 町 名	種 別	開 催 回 数 (出 席 状 況)
大田原市	代表者会議	・年 1回(欠席)
那須塩原市	代表者会議	・年 1回(欠席)
矢板市	代表者会議	・年 1回(欠席)
さくら市	代表者会議	・年 1回(欠席)
那須烏山市	代表者会議	・年 1回(欠席)
塩谷町	代表者会議	・年 1回(欠席)
	実務者会議	・年 5回(全て出席)
高根沢町	代表者会議	・年 1回(欠席)
	定例会議	・年11回(うち10回出席)
那須町	代表者会議	・年 1回(出席)
	実務者会議	・年 6回(うち5回出席)
那珂川町	代表者会議	・年 1回(欠席)
	実務担当者会議	・年12回(全て出席)

15 生活保護関係

生活に困窮する方に対し、その困窮程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする生活保護制度の適正な執行に努めました。

(1) 管内保護状況

◆ 令和5(2023)年3月現在

	世帯数	人員	保護率
塩谷町	66	75	7.68
高根沢町	131	149	5.18
那須町	162	187	8.01
那珂川町	107	123	8.61
計	466	534	7.01

◆ 令和4(2022)年度平均

	世帯数	人員	保護率
塩谷町	63	72	7.37
高根沢町	137	158	5.49
那須町	168	196	8.39
那珂川町	107	124	8.68
計	475	550	7.22

(注) 保護率‰(パーミル)は人口千人比

(2) 扶助別人員数他

① 扶助別人員数

(単位：人)

区分	生活扶助	医療扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	計
令和4(2022)年度	432	468	309	7	126	1,342

② 町別被保護世帯・人員・保護率の年次推移

		平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
塩谷町	世帯(世帯)	63	63	65	59	62	66
	人員(人)	80	78	79	66	72	75
	保護率(‰)	7	7	8	6	7	7
高根沢町	世帯(世帯)	141	137	144	147	144	131
	人員(人)	175	171	176	181	174	149
	保護率(‰)	6	6	6	6	6	5
那須町	世帯(世帯)	184	170	165	170	177	162
	人員(人)	226	206	201	207	208	187
	保護率(‰)	9	9	8	9	9	8
那珂川町	世帯(世帯)	116	129	114	114	110	107
	人員(人)	153	168	139	139	125	123
	保護率(‰)	10	11	9	9	9	8
計	世帯(世帯)	504	499	488	490	493	466
	人員(人)	634	623	595	593	579	534
	保護率(‰)	8	8	8	8	8	7
栃木県	世帯(世帯)	16,633	16,495	16,436	16,499	16,586	16,513
	人員(人)	21,008	20,539	20,208	20,104	20,004	19,817
	保護率(‰)	11	11	10	10	10	10
国	保護率(‰)	17	17	16	16	16	16

(注) 1 保護率‰(パーミル)は人口千人比

2 県分の数値は令和5(2023)年2月現在の月報を使用

3 国の保護率は令和4(2022)年12月分速報を使用

(3) 保護世帯の状況

① 世帯類型別

◆ 令和5(2023)年3月現在

(単位：世帯)

区 分	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他の世帯	総 数
世帯数(世帯)	264	146	3	53	466
率(%)	57	31	1	11	100

◆ 令和4(2022)年度平均

(単位：世帯)

区 分	高齢者世帯	傷病・障害者世帯	母子世帯	その他の世帯	総 数
塩 谷 町	37	17	0	9	63
高 根 沢 町	76	44	2	15	137
那 須 町	92	58	2	16	168
那 珂 川 町	56	39	0	12	107
計	261	158	4	52	475

② 労働力類型別

◆ 令和5(2023)年3月現在

(単位：世帯)

区 分	不就業	世帯員稼働	常用世帯	日雇い	内職世帯	その他	総 数
世帯数	408	6	47	1	2	2	466

◆ 令和4(2022)年度平均

(単位：世帯)

区 分	不就業	世帯員稼働	常用世帯	日雇い	内職世帯	その他	総 数
世帯数	418	7	44	2	2	2	475

◆ 町別令和5(2023)年3月現在

(単位：世帯)

町 村 名	稼働者がいる世帯			稼働者がいない世帯	計
	世帯主	世帯員	計		
塩 谷 町	4	0	4	62	66
高 根 沢 町	22	2	24	107	131
那 須 町	17	3	20	142	162
那 珂 川 町	9	1	10	97	107
計	52	6	58	408	466

(4) 保護開始、廃止の状況

① 新規申請・開始件数・廃止件数等

(単位：世帯)

区 分	新規申請	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
令和4(2022)年度	99	62	23	11	84

② 保護開始の理由別状況(令和4(2022)年度)

(単位：世帯)

	世帯主傷病	世帯員傷病	死亡・離別	失業・倒産	老 齢	稼働収入減	年金減少	仕送減少	要介護状態	世帯分離	手持ち金減	職権保護	要保護状態	急迫保護	その他	合計
塩谷町	2			1							7					10
高根沢町	6			2				3			10					21
那須町	12			1				3			4					20
那珂川町									2		9					11
計	20			4				6	2		30					62

③ 保護廃止の理由別状況(令和4(2022)年度)

(単位：世帯)

	世帯主傷病治癒	世帯員傷病治癒	稼働収入増	年金収入増	仕送収入増	死亡・失踪	働き手転入	施設入所	他管内転出	手持ち金増	親類による引き取り	他法他施策	辞 退	その他	合計
塩谷町						3			1						4
高根沢町			4	1		16			4		1			8	34
那須町			4	4		14		1	7					2	32
那珂川町						6		1	3		1			3	14
計			8	5		39		2	15		2			13	84

(5) 病類別医療扶助人員の推移(令和5(2023)年3月現在)

① 入 院

(単位：人)

	塩谷町		高根沢町		那須町		那珂川町		計		合計
	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精 神	一 般	
31(2019)年	4	2	5	11	10	11	9	6	28	30	58
2(2020)年	3	6	6	11	8	10	10	5	27	32	59
3(2021)年	3	2	5	10	8	16	8	6	24	34	58
4(2022)年	3	2	9	4	9	16	7	6	28	28	56
5(2023)年	2	3	4	5	8	6	8	4	22	18	40

② 入院外

(単位：人)

	塩谷町		高根沢町		那須町		那珂川町		計		合計
	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般	精神	一般	
31(2019)年	4	54	7	125	9	155	7	114	27	448	475
2(2020)年	5	54	5	128	11	146	10	96	31	424	455
3(2021)年	3	46	3	134	19	141	19	83	44	404	448
4(2022)年	4	51	14	113	27	137	15	84	60	385	445
5(2023)年	5	53	11	108	38	117	30	66	84	344	428

(注) 福祉行政報告例第2表(令和5(2023)年3月報告)を使用

(6) 介護扶助人員

(単位：人)

	施設介護					居宅介護	合計
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	小計		
塩谷町	6			1	7	8	15
高根沢町	3	1	1		5	20	25
那須町	10	2	1		13	24	37
那珂川町	7	1			8	26	34
計	26	4	2	1	33	78	111

(注) 福祉行政報告例第3表(令和5(2023)年3月報告)を使用

(7) 男女別・年齢階層別人員構成(令和5(2023)年3月現在)

(単位：人)

年齢階層	男	女	計	年齢階層	男	女	計
0～5歳	1		1	51～55歳	20	20	40
6～10歳		1	1	56～60歳	40	11	51
11～15歳	2	3	5	61～65歳	47	16	63
16～20歳	3	1	4	66～70歳	38	22	60
21～25歳	5	1	6	71～75歳	56	21	77
26～30歳	2	5	7	76～80歳	31	20	51
31～35歳	5	3	8	81～85歳	21	26	47
36～40歳	6	7	13	86歳～	8	45	53
41～45歳	11	6	17				
46～50歳	18	12	30	計	314	220	534

□ 地域保健部

1 精神保健福祉対策

緊急に医療を必要とする精神障害者等に対して適正な医療の確保を行い、また、精神障害者やその家族に対する相談・指導を充実するとともに、回復途上にある精神障害者の社会復帰及び自殺対策の普及啓発活動の推進に努めました。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請・通報等の処理状況

区 分	処理件数	内 訳			備 考
		措置件数	措置不要件数	診察不要件数	
法第22条 (一般人の申請)					
法第23条 (警察官の通報)	54	23	23	8	
法第24条 (検察官の通報)	5	5			
法第25条 (保護観察所長の通報)					
法第26条 (矯正施設長の通報)	11			11	
計	70	28	23	19	

(2) 自立支援医療受給者証(精神通院)の交付状況

市 町 名	申請件数	交付件数	不交付件数	受給者数 R5(2023). 3. 31	備 考
大田原市	1,175	1,143	2	1,173	
那須塩原市	1,777	1,690	1	1,723	
那 須 町	369	369	0	375	
計	3,321	3,202	3	3,271	

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

市 町 名	申請件数	交 付 件 数				不交付件数	所有者数 R5(2023). 3. 31	備 考
		1 級	2 級	3 級	計			
大田原市	320	63	212	72	347	3	677	
那須塩原市	532	94	345	130	569	7	1,052	
那 須 町	117	26	74	19	119	2	228	
計	969	183	631	221	1,035	12	1,957	

(4) 精神保健家族教室

回	開催日	内 容	講 師	参加者
1	R4.5.20	オリエンテーション、近況報告	県北健康福祉センター 保健師	13人
2	R4.7.12	精神疾患を持つ方への対応方法 —基礎編—	マロニエ医療福祉専門学校作業療法士	13人

3	R4.8.5	精神疾患を持つ方への対応方法 —実践編—	マロニエ医療福祉専門学校 作業療法士 株式会社 テトテ ピアサポーター	中止
4	R4.9.16	社会資源について知ろう	大田原市障害者相談支援センター 障害者相談支援専門員.	書面 開催
5	R4.11.25	当事者に聞いてみよう	マロニエ医療福祉専門学校 作業療法士 株式会社 テトテ ピアサポーター	10人
6	R4.12.16	講話の振り返り	県北健康福祉センター 保健師	5人
7	R5.2.17	1年間のまとめ	県北健康福祉センター 保健師	10人
計		6回		延べ51人

(5) 事例検討会

開催回数	参加人数	内 容
37回	327人	退院前ケア会議、退院後支援検討会議、医療観察法に係るケア会議、個別支援会議等

(6) 受理会議

開催日	事例数	検 討 内 容 内 訳							
		訪 問	面 接 電 話	家 族 教 室	関 係 機 関 連 絡 調 整	施 設 ・ 他 機 関 紹 介	訴 え 時 対 応	今 回 み	精 神 保 健 ク リ ニ ッ ク ・ 子 ど も の 心 の 相 談
R4. 4. 6	8	2	3		2			1	
R4. 5. 16	16		6		3			7	
R4. 6. 1	6		3		1		1	1	
R4. 7. 6	11		4		3		1	3	
R4. 8. 3	6						2	4	
R4. 9. 7	6						1	5	
R4. 10. 5	8		1		2			5	
R4. 11. 2	8	1	1		4			2	
R4. 12. 7	8		1		3			4	
R5. 1. 11	5		1				1	3	
R5. 2. 1	8		1		2		2	3	
R5. 3. 1	6		1		3			2	
計	96	3	22	0	23	0	8	40	0

(7) 援助対象者見直し検討会

開催日	内 容	事例数	参 加 状 況	
			人 数	内 訳
R5. 2. 7 R5. 2. 9 R5. 2. 13 R5. 2. 16	令和4年度援助対象者の次年度援助方針について検討	194事例	6人	健康支援課保健師、精神保健福祉専門員

(8) 援助内訳

内 容	面 接		電 話	訪 問	合 計
	クリニック	そ の 他			
相 談 件 数	0	185	3,311	268	3,764

(9) 管内精神保健福祉関係者研修会

回	開催日	内 容	場 所	参加者数	備 考
1	R4.7.12	精神疾患を持つ方への対応方法—基礎編—	TOKO-TOKO おおたわら	40人	地域包括ケアシステムの構築推進事業、家族教室と共催
2	R4.8.5	精神疾患を持つ方への対応方法—実践編—	TOKO-TOKO おおたわら	中止	地域包括ケアシステムの構築推進事業、家族教室と共催
3	R4.11.18	アセスメントの視点と効果的なケース検討会	TOKO-TOKO おおたわら	30人	発達指導者研修会、子どもの心、自殺対策と共催
4	R5.2.10	妊産婦メンタルヘルスケアの理解と対応	県北健康福祉センター (オンライン開催)	33人	ようこそ赤ちゃん！支え愛事業と共催

(10) 市町支援

① 大田原市精神保健検討会議

開 催 日	検 討 事例数	参 加 状 況	
		人 数	内 訳
R4.4.26	24	15人	市(保健師・職員)、地域生活支援センター、大田原市障害者相談支援センター、センター保健師
R4.6.28	21	11人	
R4.8.31	3	16人	
R4.10.25	11	12人	
R4.12.6	10	13人	
R5.2.28	19	15人	

② 那須塩原市地域自立支援協議会相談支援部会

開 催 日	検 討 事例数	参 加 状 況	
		人 数	内 訳
中止	—	—	市(保健師・職員)、那須高原病院、室井病院、地域生活支援センター、那須塩原市障害者相談支援センター、相談支援専門員、栃木県障害者相談支援協働コーディネーター、センター保健師等

③ 那須町地域自立支援協議会相談支援部会

開 催 日	検 討 事例数	参 加 状 況	
		人 数	内 訳
R4.5.25	7	15人	町(保健師・職員)、社会福祉協議会、地域生活支援センター、相談支援専門員、精神科病院、栃木県発達障害者地域支援マネージャー、センター保健師
R4.6.22	3	15人	
R4.10.26	0	18人	

R4. 11. 16	1	14 人
R4. 12. 14	1	18 人
R5. 3. 22	7	13 人

(11) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築を図りました。

開催日	内 容	参加状況	
		人数	内 訳
検 討 会			
R5. 2. 6	行政説明 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築～栃木県における取組～ ・県北健康福祉センターにおける退院後支援の取組 意見交換 ・管内における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する取組	29 人	精神科病院、委託・指定特定相談支援事業所、市町福祉担当者・保健師、県等
情報交換会			
中止	—	—	—
研 修 会			
R4. 7. 12	精神疾患を持つ方への対応方法－基礎編－	40 人	家族、市町保健師、相談支援事業所、包括支援センター、訪問看護事業所等
R4. 11. 18	ケースワークの「アセスメントの視点」と「効果的なケース検討会議」を行うポイント	30 人	市町保健師、相談支援事業所等
R4. 11. 25	当事者に聞いてみよう	10 人	家族
措置入院者の退院後支援			
・R4年度に新たに5名の同意を取得し、退院後支援を実施。			

(12) 自殺対策

- ① 一般住民に対する普及啓発
- ・自殺対策ポスター掲示、リーフレット等窓口配置
- ② 自殺対策関係会議

開催日	内 容	参加状況	
		人数	内 訳
R5. 2. 6	管内市町自殺対策担当者会議	15 人	市町福祉担当者・保健師、県等

③ 自殺対策関係研修会

開催日	内 容	参加状況	
		人数	内 訳
R4. 11. 18	ケースワークの「アセスメントの視点」と「効果的なケース検討会議」を行うポイント	30 人	市町保健師、相談支援事業所等

2 母子保健対策

母性の健康と子の心身ともに健全な出生と育成を目標に諸事業を推進しました。また、乳児並びに妊産婦の死亡減少、異常児の早期発見及び医療の援護対策を進めました。

(1) 医療給付状況

障害者自立支援法、児童福祉法及び母子保健法に基づき申請のあった児に対して医療給付を行います。H25(2013)年度から医療給付について市町へ権限委譲されました。現在、県においては、H24(2012)年度以前の治療分について遡って申請があった場合には、支給することとなっておりますが、R3(2021)年度の遡及給付はありませんでした。

(2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

次世代育成の推進を図るため、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に係る治療費の一部を助成しました。

助成件数	助成金額
128 件	27,584,816 円

(3) 乳幼児健全育成事業

① 乳幼児二次健康診査事業

市町の一次健診等においてスクリーニングされた児を対象に、二次健康診査および保健指導を行い、支援の必要な児の早期発見・早期療育を支援しました。

ア 受診児の状況

(単位:人)

実施回数	受診児数 (実)	受診児数 (延べ)	受診結果(内訳)		
			今回のみ指導	経過観察	精査及び要治療
9 回	10	16	7	8	5

② 発達障害児支援事業

ア 発達支援指導者研修事業

発達に配慮の必要な乳幼児等を支援するため、相談支援専門員・教育関係者・保健師等に対し研修会を実施しました。

開催日	内 容	出席者数	講 師
R4. 11. 18	ケースワークの「アセスメントの視点」と「効果的なケース検討会議」を行うポイント	30 人	大正大学心理社会学部臨床心理学科 教授 近藤直司

(4) 総合養育支援事業

① 養育支援グループ支援事業(ふたごの会)

保護者の育児不安を軽減するための相談指導、グループ支援

開催日	会 場	対 象	内 容	参加者数	(組)
中 止	—	多胎児とその家族、多胎児を妊娠中の妊婦とその家族	幼稚園教諭による手遊び歌、紙芝居。多胎児の保護者同士の座談会、助産師による育児アドバイス等	—	—

② 養育支援関係機関連絡会議

養育支援体制の整備を図るための連携医療機関及び市町等の関係機関による会議

開催日	会場	内容	出席者数
R5.2.10	オンライン	管内における養育支援の状況(母子保健に関する指標、養育支援連絡票等の受理状況、管内市町における母子保健事業の実施状況)、各機関(産科・精神科病院・母子保健・児童福祉)における産後うつ等の妊産婦の支援について	31人

(5) すこやか妊娠サポート事業

将来妊娠や出産を迎える大学生を対象にした妊娠や出産・性等に関する正しい知識などの普及啓発及びライフプラン設計を支援するセミナー

開催日	会場	内容	出席者数
R4.9.29	作新学院大学	「あなたのライフプランを実現するために～栃木県すこやか妊娠サポートセミナー～」	205人

(6) 思春期保健事業

思春期教育の依頼のあった児童養護施設において、助産師、保健師による思春期健康教室を実施
思春期健康教室

開催日	開催場所	参加人数	対象	講師
実施なし	-	-	-	-

(7) 子どもの心の相談支援体制強化事業

軽度発達障害をはじめとする子どもの心の問題は、特に社会性が必要となる学童期・思春期に顕在してくることが多く、本人や家族、関係者が問題を抱え込まないための支援が重要であることから、「子どもの心の相談窓口」を開設し、支援者を対象とした研修を実施しました。

① 子どもの心の相談窓口

内容	個別相談		訪問 (他機関訪問含む)	電話	コンサルテーション
	窓口開設回数(回)	面接相談延件数(件)			
相談件数	7	8	4	26	6
内容等	把握経路:学校、市町からの紹介 主訴:発達障害の見立て、不登校・集団不応、自傷行為、暴言暴力等への対応、複雑な家庭環境を抱える児と家族への対応等				

② 支援者研修会

開催日	会場	内容	出席者数
R4.11.18	TOKOTOKO 大田原	講演・グループワーク「『ケースワークの『アセスメントの視点』と『効果的なケース検討会』を行うポイント』	30人

③ 地域ネットワーク会議

開催日	会場	内容	出席者数
R5.2.10	オンライン	子どもの心の問題に保健・医療・福祉・教育機関が一体となって取り組むための地域課題の明確化と解決策の検討、事例への対応方法等の共有	31人

(8) 母子保健推進部会

広域的な母子保健施策の推進・体制整備・母子保健の向上に関し、母子保健関係者及び管内市町担当当事者等において開催しました。

開催日	会場	内 容	出席者数
R4.6.30	塩谷庁舎 401・402 会議室	管内市町母子保健担当当事者会議 (情報交換:母子保健事業の取組状況等)	20 人
中止	—	母子保健の推進について	—

3 とちぎ健康21プラン(2期計画)の推進

(1) 地域・職域連携推進事業

生活習慣病対策の効果的な手法の一つとして、地域保健と職域保健の連携による生涯を通じた健康管理の支援、継続的な保健サービスの提供体制の検討を行う機会として、平成18年度から地域・職域連携推進部会を設置しています。地域と職域で共通する働く世代の健康課題の抽出と課題解消のための具体的取組を行うため、部会・研修会・連絡会議・啓発活動等を実施しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、部会活動を休止し啓発活動を実施しました。

実施年月日	事業名	実施内容	配布事業所数
R4.5.20	R4 年度「世界禁煙デー・禁煙週間」 における取組	禁煙週間におけるたばこ対策の ポスター送付	38
R4.9.5	R4 年度健康増進普及月間におけ る取組	生活習慣予防のポスター送付	38

4 健康づくり推進事業

「とちぎ健康21プラン(2期計画)」に基づき、生涯を通じた健康づくりのために、生活習慣病を予防し健康寿命の延伸を図るため、食生活の改善、健康づくり等を家庭・職場・地域が一体となって総合的に推進されるよう各種事業を実施しました。

(1) 専門的・広域的食生活指導・支援事業

疾患を抱える患者及びその家族に対して、その健康の維持・増進や食生活の不安の解消のために専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導等を実施しました。

区 分	専門的・広域的栄養指導				合 計
	難 病	(再掲) うち訪問	病態栄養相談等	その他	
個別指導	2	0	2	0	4
集団指導	0	0	0	0	0

(2) 給食施設指導

① 特定給食施設等巡回指導・個別指導

実施期間	巡回指導	個別指導	備 考 (内容等)
R4(2022). 4月～ R5(2023). 3月	3 件	81 件	健康増進法及び栃木県特定給食施設等指導要綱に基 づいた指導

② 特定給食施設等研修会

	内 容	開 催 日	場 所	参加者数
1	感染症拡大防止のため実施無	—	—	—

(3) 市町栄養業務推進事業

①市町栄養士研修会 対象 県北9市町管理栄養士・栄養士

回	実施日	会 場	内 容	参加者数
1	6月28日 (火)	WEB	令和4年度栃木県栄養改善事業について 各市町における健康づくり・栄養改善業務について 在宅栄養士の活動について 情報交換	13
2	9月14日 (水)	WEB	災害時の備え（自助）に関する普及啓発資料の作成について 情報交換	12
3	3月1日 (水)	WEB	災害時の備え（自助）に関する普及啓発資料の作成について 次年度研修会の内容について 情報交換	9

②在宅栄養士研修会

回	実施日	会 場	内 容	参加者数
1	6月28日 (火)	WEB	令和4年度栃木県栄養改善事業について 各市町における健康づくり・栄養改善業務について 在宅栄養士の活動について 情報交換	1
2	9月28日 (水)	センター	県民（国民）健康・栄養調査の概要について 栄養摂取状況調査の聞き取り調査について	6
3	2月28日 (月)	センター	県民（国民）健康・栄養調査について 次年度研修会の内容について	3

(4) 地域の食と健康づくり推進事業

① 地域の食と健康づくり推進会議

実 施 日	出席者数	場 所	内 容
R5(2023)年3月23日 (書面表決書提出日)	29名	書面	令和4年度地域の食と健康づくり推進事業実績報告について 令和5年度地域の食と健康づくり推進事業実施計画(案)について

②「野菜たっぷりレシピ集」の普及啓発

「野菜たっぷりレシピ集」から、旬の野菜を利用したメニューをポスターにし、管内の児童福祉施設、農産物直売所に配布しました。

対象	児童福祉施設	農産物直売所	市町健康づくり・ 保育主管課等
配布数	99	62	46

③野菜摂取増加やバランスのとれた食事等をテーマとした普及啓発の実施

関係機関へのポスター、リーフレットを配布し、普及啓発を行いました。

(5) 地域健康づくり栄養改善体制整備事業

とちぎヘルシーグルメ推進店の推進拡大(店舗数)

	店舗数	栄養成分表示	ヘルシーメニュー	野菜たっぷりメニュー	ヘルシーオーダー
大田原地区	5	1	1	5	1
矢板地区	4	3	1	1	3

(6) 国民健康・栄養調査(県民健康・栄養調査)

調査地区名	大田原市美原地区	大田原市新富地区	塩谷町大宮地区
世帯数	27	51	44
世帯員数	57	144	106
20歳以上	49	110	100
生活習慣調査(本票)			
調査対象者	45	111	99
回答数	22	54	46
実施率	48.9%	48.6%	46.5%
生活習慣調査(附票)			
調査対象者	45	111	99
回答数	22	54	47
実施率	48.9%	48.6%	47.5%
身体状況調査			
調査対象者	52	142	106
回答数	12	62	30
実施率	23.1%	43.7%	28.3%
血液検査			
調査対象者	45	111	99
回答数	4	24	14
実施率	8.9%	21.6%	14.1%
栄養摂取状況調査			
調査対象者	27	51	44
回答数	8	18	13
実施率	29.6%	35.3%	29.5%

(7) 栄養成分表示、誇大広告に係る相談・指導の実施

食品表示法および健康増進法に基づき、食品に栄養表示等をしようとする者に対し、適切な表示のための指導及び虚偽・誇大広告についての指導を行うことにより、一般消費者に対する適切な情報提供及び健康づくりを推進する。

① 個別指導

	栄養成分表示	虚偽誇大広告	栄養成分表示・虚偽誇大広告	合計
	食品表示法(保健事項)	健康増進法 65 条の 1	食品表示法(保健事項)・健康増進法重複	
積極監視	20 件 20 回	3 件 3 回	0 件 0 回	23 件 23 回
来所・電話等	45 件 54 回	3 件 3 回	1 件 2 回	49 件 59 回

② 集団指導

区 分	実施日	会 場	受講者
表示普及 講習会	感染症拡大防止のため 実施無し	—	—

(8) 食生活改善推進員協議会の育成状況

① 食生活改善推進員数

(単位：人)

大田原地区			塩谷南那須地区					
大田原市	那須塩原市	那 須 町	矢 板 市	さくら市	那須烏山市	塩谷町	高根沢町	那珂川町
50	40	13	56	休会	37	27	14	25
大田原地区計：103			塩谷南那須地区計：159					

② 食生活改善推進員リーダー研修会

実施日・会場	内 容	参加者数
R4.7.11 zoom	<ul style="list-style-type: none"> 事例発表 「矢板市におけるフレイル予防事業について」 グループワーク 「住民を対象としたとちぎフレイル予防サポーター(食改版)養成講習会を地域において開催し、健康習慣作りを定着させるために」 	食改 51人 食改事業に関わる 職員 11名 計 62人

③ 地域に根ざした「とちぎ健康21プラン」実践事業

	大田原地区		塩谷南那須地区	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食育推進事業 啓発事業 健康な食卓の推進事業 啓発事業 食育推進関係指導媒体 資材作成 朝食食べよう推進事業 野菜を食べよう推進事業 自分で作って食べよう推進事業 高血圧予防「まず1gの減塩」推進事業 糖尿病予防「適正体重」普及事業 フレイル・低栄養予防事業 フレイル予防に係る住民リーダーの育成事業(食改会員対象) フレイル予防に係る住民リーダーの育成事業(一般住民対象) 住民主体のフレイル予防事業 「とちぎヘルシーグルメ推進店」 登録案内・周知、活用事業	59回	1,984人	114回	12,639人

④ その他講習会支援状況

	大田原地区		塩谷南那須地区	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
生涯骨太クッキング事業	3回	40人	1回	72人
おやこの食育教室事業	3回	69人	34回	114人
男性のための料理教室	回	人	1回	15人
やさしい在宅介護食教室	1回	40人	0回	0人
米に関する講習会・講演会	回	人	1回	50人
全世代に広げよう健康長寿延伸プロジェクト事業	49回	197人	5回	109人

(9) 受動喫煙防止促進事業
とちぎ禁煙推進店（件数）

	敷地内禁煙	建物内禁煙
大田原地区	3	16
矢板地区	3	6
烏山地区	3	4
計	9	26

(10) 地域における喫煙対策普及啓発事業

	実施日・会場	対象	内容	講師
1	感染拡大防止のため実施無し			

(11) よい歯のコンクール

開催日時	場所	三歳児（人）		親と子（組）	
		推薦者数	参加者数	推薦組数	参加者数
感染拡大防止のため実施無し		—	—	—	—

5 指定難病等対策事業

平成27(2015)年1月から施行された、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病特定医療費助成事業を行いました。

指定難病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額に及ぶため、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、患者の病態や治療状況を把握し、治療研究を行うことを目的として一定の基準を満たしている方に対して、その医療費の一部を助成しています。

また、在宅難病患者が安心して療養できるよう、在宅療養支援を行いました。

(1) 対象疾病別承認状況

(令和5年(2023)年3月31日現在)

告示番号	名称	大田原市	那須塩原市	那須町	合計
1	球脊髄性筋萎縮症	2	3	2	7
2	筋萎縮性側索硬化症	14	9	3	26
5	進行性核上性麻痺	12	17	5	34
6	パーキンソン病	60	107	31	198
7	大脳皮質基底核変性症	2	1	1	4
10	シャルコー・マリー・トゥース病	0	1	0	1
11	重症筋無力症	9	25	8	42
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	16	26	5	47
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	3	1	1	5
15	封入体筋炎	1	3	0	4
16	クロウ・深瀬症候群	0	1	0	1
17	多系統萎縮症	14	13	1	28
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	18	24	8	50
21	ミトコンドリア病	0	2	0	2
22	もやもや病	5	13	2	20
26	HTLV-1 関連脊髄症	0	1	0	1
28	全身性アミロイドーシス	0	3	0	3
34	神経線維腫症	1	5	2	8
35	天疱瘡	2	3	0	5
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1	1	0	2
40	高安動脈炎	2	4	0	6
42	結節性多発動脈炎	2	1	0	3
43	顕微鏡的多発血管炎	12	6	2	20
44	多発血管炎性肉芽腫症	2	1	0	3
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	0	5	2	7
46	悪性関節リウマチ	0	1	1	2
47	バージャー病	0	4	0	4
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	0	0	1
49	全身性エリテマトーデス	31	69	10	110
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	16	21	2	39
51	全身性強皮症	27	59	8	94
52	混合性結合組織病	4	13	0	17
53	シェーグレン症候群	14	23	2	39
54	成人スチル病	1	2	0	3
55	再発性多発軟骨炎	0	2	0	2
56	ベーチェット病	6	22	4	32
57	特発性拡張型心筋症	7	16	1	24
58	肥大型心筋症	0	2	1	3
60	再生不良性貧血	1	8	0	9

告示番号	名称	大田原市	那須塩原市	那須町	合計
61	自己免疫性溶血性貧血	0	0	1	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	3	9	3	15
64	血栓性血小板減少性紫斑病	0	2	0	2
65	原発性免疫不全症候群	1	5	0	6
66	IgA 腎症	5	10	2	17
67	多発性嚢胞腎	10	14	1	25
68	黄色靭帯骨化症	0	5	2	7
69	後縦靭帯骨化症	17	30	8	55
70	広範脊柱管狭窄症	7	7	1	15
71	特発性大腿骨頭壊死症	12	23	3	38
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	5	4	1	10
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	0	0	1	1
75	クッシング病	0	1	0	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	3	0	5
78	下垂体前葉機能低下症	8	16	8	32
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0	1	0	1
82	先天性副腎低形成症	0	2	0	2
83	アジソン病	0	1	0	1
84	サルコイドーシス	9	17	1	27
85	特発性間質性肺炎	5	16	6	27
86	肺動脈性肺高血圧症	7	3	0	10
88	慢性血栓性肺高血圧症	6	10	0	16
89	リンパ脈管筋腫症	1	1	0	2
90	網膜色素変性症	17	26	4	47
93	原発性胆汁性胆管炎	5	9	4	18
94	原発性硬化性胆管炎	2	0	0	2
95	自己免疫性肝炎	0	2	0	2
96	クローン病	23	39	7	69
97	潰瘍性大腸炎	99	120	29	248
98	好酸球性消化管疾患	0	0	1	1
111	先天性ミオパチー	1	1	0	2
113	筋ジストロフィー	2	6	1	9
117	脊髄空洞症	0	1	0	1
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	0	0	1
127	前頭側頭葉変性症	0	1	0	1
140	ドラベ症候群	0	1	0	1
144	レノックス・ガストー症候群	0	1	0	1
145	ウエスト症候群	1	1	0	2
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3	5	1	9
163	特発性後天性全身性無汗症	1	0	0	1
165	肥厚性皮膚骨膜炎	0	1	0	1

告示番号	名称	大田原市	那須塩原市	那須町	合計
167	マルファン症候群	1	0	1	2
168	エーラス・ダンロス症候群	0	0	1	1
171	ウィルソン病	1	0	0	1
179	ウィリアムズ症候群	1	1	0	2
193	プラダー・ウィリ症候群	1	0	0	1
208	修正大血管転位症	1	0	0	1
210	単心室症	1	0	1	2
215	ファロー四徴症	0	1	1	2
222	一次性ネフローゼ症候群	6	8	1	15
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	1	0	1
224	紫斑病性腎炎	0	0	1	1
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	0	1	0	1
227	オスラー病	1	0	0	1
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	1	0	0	1
266	家族性地中海熱	0	1	0	1
271	強直性脊椎炎	0	4	1	5
276	軟骨無形成症	0	0	1	1
283	後天性赤芽球癆	0	0	1	1
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	1	0	1
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	1	0	1
296	胆道閉鎖症	0	1	0	1
300	IgG4 関連疾患	0	2	1	3
301	黄斑ジストロフィー	0	1	0	1
306	好酸球性副鼻腔炎	6	14	6	26
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	0	0	1
	計	560	949	203	1,712

(2) 難病患者地域支援対策推進事業

① 在宅療養支援計画策定・評価事業

内 容	検討件数	参 加 者	備 考
支援対象者受理会議	56	担当内職員	月1回実施
支援対象者見直し検討会	117	担当内職員	年1回実施
事例検討会	実 8 延 8	医師、看護師、保健師、相談員、 ケアマネージャー、ヘルパー等	随時実施

② 個別相談事業面接状況

内 容	訪 問 指 導	電 話 相 談	新 規 面 接	更 新 時 療 養 生 活 相 談
相談件数	実 54 件・延 108 件	565 件	56 件	1474 件※

※感染拡大防止のためおたずねによる書面回答(更新申請者:1,589件 回収率:95%)

③ 医療相談事業

内 容	開 催 日	場 所	参加者数
特定医療費受給者証更新手続きに伴う療養生活相談	R4(2022).8.3	那須町役場	39人
	R4(2022).8.12	那須塩原市役所	51人
	R4(2022).8.26	那須塩原市役所	34人

④ 患者・家族会

内 容	対 象	開 催 日	場 所	参加者数
サービスガイドの送付	神経・筋疾患 小児慢性特定疾病受給者	—	—	650
患者・家族交流会	神経・筋疾患の 患者・家族2組	R4.8.26	患者宅	5
患者・家族交流会	神経・筋疾患の 患者・家族2組	R4.11.29	県北健康福祉 センター	6

⑤ 地域支援体制の推進

内 容	回 数	場 所	参加者数
感染拡大防止のため実施無し			

6 小児慢性特定疾病対策事業

小児慢性特定疾病については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となり、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することになるため、この特定疾患の医療の確立と普及を図るとともに、患者・家族の医療費の負担を軽減する目的で、医療保険各法に基づく保険診療の自己負担を公費で負担しました。

また、患者の在宅における適切な療育の確保のため、患者及び家族への支援を行いました。

(1) 小児慢性特定疾病医療給付状況

(令和5(2023)年3月31日現在)

市 町 名	計	悪性新生物群	慢性腎疾患群	慢性呼吸器疾患群	慢性心疾患群	内分泌疾患群	膠原病群	糖尿病群	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	免疫疾患群	神経・筋疾患群	慢性消化器疾患群	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	皮膚疾患群	骨系統疾患	脈管系疾患
大田原市	70	8	7	8	8	9	4	3	1	3	—	12	5	2	—	—	—
那須塩原市	112	14	16	8	24	10	1	2	2	2	—	18	9	4	—	2	—
那須町	6	1	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—
計	188	23	23	16	33	20	5	5	3	5	—	31	15	7	—	2	—

(2) 小児慢性特定疾病合支援事業

① 在宅療養支援計画策定・評価事業

内 容	検討件数	参 加 者	備 考
支援対象者受理会議	34	担当内職員	月1回実施
支援対象者見直し検討会	43	担当内職員	年1回実施
事例検討会	実 6 延 6	家族、医師、看護師、保健師、相談員、ヘルパー等	随時実施

② 個別相談事業面接状況

内 容	訪 問 指 導	電 話 相 談	新 規 面 接	更新時療養生活相談
相談件数	実 10 件・延 36 件	140 件	34件	161 件

7 感染症予防対策

感染症予防の正しい知識の普及を図るとともに、感染症発生時においては、市町や関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応しています。

なお、新型コロナウイルス感染症については指定感染症として定める等の政令により指定感染症に指定して対策を講じていたましたが、令和3年2月13日感染症法の一部改正施行により新型インフルエンザ等感染症に位置づけられました。また、令和4年9月から全数届出の見直しが行われ、患者の発生届出の対象が4類型に限定されました。

(1) 感染症患者発生状況

(単位：人)

年 度	感 染 症 の 類 型					
	1 類		2 類		3 類	
	患者数	感 染 症 名	患者数	感 染 症 名	患者数	感 染 症 名
30(2018)	—		—		13	腸管出血性大腸菌感染症
R1(2019)	—		—		22	腸管出血性大腸菌感染症
R2(2020)	—		—		20	腸管出血性大腸菌感染症
R3(2021)	—		—		5	腸管出血性大腸菌感染症
R4(2022)	—		—		15	腸管出血性大腸菌感染症

※2類感染症 結核に関しては、9 結核予防対策に掲載

(2) 新型インフルエンザ等感染症発生状況

(単位：人)

年 度	感 染 症 の 類 型	
	新型インフルエンザ等感染症	
	患者数	感 染 症 名
R4(2022)	36,864	新型コロナウイルス感染症

(3) 感染症予防機動班による指導状況

(単位：件)

区 分	学 校	福祉施設	病院・診療所	事 業 所	そ の 他	計
施 設 数	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施なし					
実 施 施 設 数						
改善指導事項あり施設						

(4) 腸内細菌検査状況

(単位：件)

区 分	感染症患者 保菌者等※	感染症患者 接 触 者	給 食 者 従 事 者	水 道 者 従 事 者	そ の 他	計
無 料	—	39	—	—	—	39
有 料	—	—	1,674	868	1,902	4,444
計	—	39	1,674	868	1,902	4,483

※ 感染症患者：3類感染症患者

(5) 感染症予防事業

エイズ及び性感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めており、匿名による検査を実施しました。

(ア) エイズ相談及びHIV・性感染症抗体検査実施状況

(単位：件)

区 分	相 談		抗 体 検 査 等			
	来 所	電 話	H I V	※ クラミジア	梅 毒	※ 淋 菌
男	0	43	16	13	16	13
女	1	10	3	2	3	2
計	1	53	19	15	19	15

※ 検査は江東微生物研究所で実施

(イ) 感染症予防講演会等

(単位：人)

実 施 日	内 容	対 象 者	人 数
R4.12.2	新型コロナウイルス感染症対策研修会	高齢者入所施設職員	55

(6) 肝炎対策

① ウイルス性肝炎対策に係る相談・検査事業

(単位：人)

	男	女	合 計	備 考
B型・C型肝炎検査受検者数	0	1	1	
	(2)	(5)	(7)	(令和4年度)

② インターフェロン治療に係る医療費助成事業

(単位：件)

申 請 区 分	受付 件数	進達処理状況				備 考
		承認	不承認	取下	審査中	
インターフェロ ン治療	新 規	0	0	0	0	
	72週延長	0	0	0	0	
	2回目	0	0	0	0	
	3剤併用	0	0	0	0	
	インターフェロンフリー	30	30	0	0	
核酸アナログ製 剤治療	新 規	13	11	1	1	0
	更 新	135	118	0	0	0

8 結核予防対策

結核検診及び予防接種を実施することにより、結核の発病を予防し、患者の早期発見・早期治療を図りました。また、登録患者に対して、適正な医療と生活規制により社会復帰ができるよう管理及び指導を行いました。

(1) 結核患者届出及び登録状況

年	新登録者数	罹患率	年末現在登録者数	有病率	備 考
30(2018)	27	7.2	48 (8)	2.1	※ 罹患率 人口10万人に対する新登録患者数 ※ 有病率 人口10万人に対する年末活動性患者数
31(2019)	22	5.9	52(10)	2.7	
2(2020)	18	4.9	41(15)	4.1	
3(2021)	23	6.3	42(9)	5.2	
4(2022)	23	6.4	45(19)	5.3	

※ ()は年末活動性患者数

(2) 結核医療費公費負担申請状況(令和4(2022)年度)

◆ 37条の2

(単位：件)

区 分	被用者保険		国民健康保険			後期 高齢者	生 活 保護法	その他	計
	本 人	家 族	一 般	退職本人	退職家族				
申 請	11	1	7			18	1	1	39
合 格	11	1	6			18	1	0	37
承 認	11	1	6			18	1	0	37

◆ 37条

(単位：件)

区 分	被用者保険		国民健康保険			後期 高齢者	生 活 保護法	その他	計
	本 人	家 族	一 般	退職本人	退職家族				
申 請	13		4			25	3		45
合 格	13		4			25	3		45
承 認	13		4			25	3		45

(3) 定期健康診断実施状況

(単位：人)

区 分	対 象 人 員	受 診 人 員	X 線 検 査				結 果		
			間 接		直 接		要 医 療	発 病 の 恐 れ	異 常 無 し
			保 健 所 実 施	そ の 他 の 機 関 実 施	保 健 所 実 施	そ の 他 の 機 関 実 施			
事業者	12,775	12,019		1,190		10,408	46		12,729
学校長	3,195	3,184		531		2,653	8	1	3,186
施設長	3,301	3,180		401		2,679	42		3,259
市町長	一般 (65歳以上) 住民	106,384	25,081	7,138		14,016	30		106,354
計		125,619	43,464	9,260		29,756	126		125,528

(R3年度)

(4) 定期外健康診断(患者家族健診等・患者管理検診)実施状況

(患者家族健診：延件数)

(単位：人)

区分	対象 件数	未受診 件数	受診 件数	検査方法			結果			
				CX-P	IGRA	ツ反	感染・発病 なしで終了	経過観 察継続	肺結核 登録	LTBI 登録
保健所	14		14		14		14			
委託 医療機関	15		15	14	1		8	7		
他保健所 依頼	4		4		4		4			
その他	13		13	13			3	10		
計	46		46	27	19		29	17		

(接触者健診：延件数)

(単位：人)

区分	対象 件数	未受診 件数	受診 件数	検査方法			結果			
				CX-P	IGRA	ツ反	感染・発病 なしで終了	経過観 察継続	肺結核 登録	LTBI 登録
保健所	131		131	37	94		111	18	1	1
委託 医療機関	43		43	41	2		9	34		
他保健所 依頼										
その他	37		37	37			10	27		
計	211		211	115	96		130	79	1	1

※ 区分欄の「その他」は学校、職場、医療機関等の受診結果を保健所で把握した者をいう。

(患者管理検診：延件数)

(単位：人)

対象件数	対象件数	件数	結果			未把握数
			経過観察 継続	発病なしで 終了	再発疑い (要精密)	
70	保健所	0	0	0	0	0
	委託医療機関	3	0	3	0	0
	その他	67	43	19	0	5

※ 区分欄の「その他」は医療機関の受診結果を保健所で把握した者をいう。

9 原爆被爆者対策

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者の健康管理に努めました。

(1) 登録状況 (単位：人)

区 分	既 登 録	期 中 増 減				計
		新 規	転 入	転 出	死 亡	
令和5(2023)年 3月31日現在	18	0	0	0	0	18

(2) 健康診断実施状況 (単位：人)

区 分	対 象 者	一般検査・がん検診				精 密 検 査				
		受診者	異 常 無 し	要 精 検	経過観察	受診者	異 常 無 し	要 治 療	その他	
一 般	前期	18	5	1	1	3	0	—	—	—
	後期	18	3	2	0	1	0	—	—	—
	計	—	8	3	1	4	0	—	—	—
希 望 による 検 診	一般検査	18	3	0	2	1	0	—	—	—
	がん検診	18	3	3	0	0	0	—	—	—
	計	—	3	—	—	—	—	—	—	—

10 骨髄バンク対策

骨髄提供希望者が相談をしやすいように常時相談受付(電話・面接)を実施しました。また、検査受付は毎週火曜日に実施しました。

(単位：人)

区 分	男	女	計	備 考
登録受付(予約)数	0	2	2	
登録申込数	0	2	2	

11 食品衛生

食品衛生法及び県条例に基づく営業の許可、施設の監視指導、食品等の収去検査等を実施し、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止しました。

(1) 食品関係営業施設数及び許可申請件数、監視状況

管内で許可を要する食品営業を新たに始める営業者や許可更新をする営業者の施設を検査するとともに、日常的に食品関係営業施設の監視指導を実施しました。

なお、令和3年6月1日付けの食品衛生法改正に伴い、改正前の食品衛生法許可業種は、従来の許可更新時に新規で許可を取り直すこととなりました。また、改正に伴い県条例が廃止となったため、条例許可施設及び条例届出業種は6月1日付けで全て廃止となりました。

ア 令和3年5月31日以前の法に基づく施設

業 種 別		管 内 施 設 数	許 可 申 請 件 数		監 視 状 況	
			新 規	更 新	監 視 数	違 反 数
食	飲食店営業	2,992	—	—	292	1
	喫茶店営業	481	—	—	4	—
品	菓子製造業	474	—	—	24	—
	あん類製造業	3	—	—	4	—
衛	アイスクリーム類製造業	85	—	—	7	—
	乳処理業	6	—	—	9	—
生	乳製品製造業	26	—	—	10	—
	集乳業	3	—	—	8	—
法	食肉処理業	12	—	—	4	—
	食肉販売業	306	—	—	15	—
許	食肉製品製造業	10	—	—	10	—
	魚介類販売業	270	—	—	7	—
可	魚介類せり売り業	2	—	—	—	—
	食品の冷凍又は冷蔵業	12	—	—	8	—
許	清涼飲料水製造業	44	—	—	7	—
	乳酸菌飲料製造業	4	—	—	1	—
可	食用油脂製造業	—	—	—	1	—
	マーガリン又はショートニング製造業	—	—	—	—	—
許	みそ製造業	40	—	—	6	—
	しょうゆ製造業	2	—	—	2	—
可	ソース類製造業	16	—	—	4	—
	酒類製造業	14	—	—	2	—
許	豆腐製造業	6	—	—	2	—
	納豆製造業	3	—	—	—	—
可	めん類製造業	44	—	—	4	—
	そうざい製造業	91	—	—	16	—
許	かん詰又はびん詰め食品製造業	45	—	—	5	—
	添加物製造業	5	—	—	1	—
合 計		4,996	—	—	453	1

イ 令和3年6月1日以降の法に基づく施設

業 種 別		管 内 施 設 数	許 可 申 請 件 数		監 視 状 況	
			新 規	継 続	監 視 数	違 反 数
食	飲食店営業	1,312	809	—	690	—
	調理の機能を有する自動販売機	3	2	—	2	—
品	食肉販売業	33	17	—	13	—
	魚介類販売業	35	20	—	17	—
衛	魚介類せり売り業	1	—	—	—	—
	集乳業	—	—	—	—	—
生	乳処理業	3	2	—	6	—
	食肉処理業	7	6	—	3	—
法	菓子製造業	192	111	—	103	—
	アイスクリーム類製造業	12	8	—	7	—
許	乳製品製造業	8	7	—	6	—
	清涼飲料水製造業	4	3	—	3	—
可	食肉製品製造業	2	1	—	—	—
	水産製品製造業	4	3	—	2	—
許	液卵製造業	1	—	—	1	—
	食用油脂製造業	3	3	—	3	—
可	みそ又はしょうゆ製造業	13	9	—	8	—
	酒類製造業	8	4	—	5	—
許	豆腐製造業	4	1	—	—	—

許 可	納豆製造業	3	1	—	—	—
	麺類製造業	23	12	—	10	—
	そうざい製造業	104	50	—	49	—
	複合型そうざい製造業	—	—	—	—	—
	冷凍食品製造業	6	6	—	6	—
	複合型冷凍食品製造業	—	—	—	—	—
	漬物製造業	28	17	—	18	—
	密封包装食品製造業	8	4	—	3	—
	食品の小分け量	2	2	—	2	—
	添加物製造業	4	2	—	2	—
	合 計	1,823	1,104	—	960	—
営業届		1,510	—	—	14	—

(2) 食品収去検査状況

管内の製造所やスーパーマーケット等の店頭において販売されている食品を収去し、定期的に規格基準、衛生規範に適合しているか検査を依頼しました。

区 分	収 去 検 体 数	項 目 数	細菌学検査		理化学検査		※再掲	※再掲	※再掲	※再掲	※再掲
			良	不良	良	不良	残 留 農 薬	食品添 加物	残留動物 用医薬品	遺伝子組換 アレルギー	放射 性 物質
魚介類	10	10	6	—	4	—	—	—	4	—	—
冷凍食品	28	28	26	—	2	—	2	—	—	—	—
魚介類加工品	13	21	8	—	13	—	—	13	—	—	—
肉卵類及びその加工品	36	67	30	—	37	—	1	27	5	—	—
乳製品	41	41	41	—	—	—	—	—	—	—	—
乳類加工品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	30	34	30	—	4	—	—	—	—	—	—
穀類及びその加工品	35	60	33	—	27	—	—	25	—	2	—
野菜・果物及びその加工品	54	58	—	—	58	—	7	45	—	2	4
菓子類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清涼飲料水	15	30	14	1	15	—	—	15	—	—	—
酒精飲料	6	6	—	—	6	—	—	6	—	—	—
かん詰・びん詰食品	2	2	—	—	2	—	—	—	—	2	—
その他の食品	134	134	118	10	6	—	—	2	—	2	—
生 乳	232	—	—	—	232	—	—	—	—	—	232
牛 乳	9	18	14	—	4	—	—	—	—	—	28
加工乳	10	10	6	—	4	—	—	—	4	—	—
計	645	391	328	1	412	—	10	133	9	8	20

(3) 食品衛生関係苦情件数

管内の住民が購入した食品や管内の製造所で製造された食品等に関する苦情を受け付けて、原因究明及び再発防止等の指導を実施しました。

区 分		件 数
不 良 品 等	腐敗変敗に関する事	5 件
	異物混入に関する事	6 件
	表示に関する事	1 件
	容器包装に関する事	0 件
	有症苦情	11 件
	その他	1 件
	小 計	24 件
施 設	施設の衛生状態に関する事	5 件
	そ族昆虫に関する事	3 件

小計	8件
施設からの排水に関する事	0件
その他	18件
合計	50件

(4) 食品衛生機動班の活動状況

食品営業施設の広域的監視指導及び食品等の検査を効率的に行うため、食品衛生機動班(第4班)を設置し、食品による危害防止に努めました。

① 業務別日数及び検査状況

業務内容 (単位:日)					
施設監視指導	食品収去検査	食中毒等調査	衛生教育	その他	計
291	48	3	8	-	350

② 違反発見状況及び指導票交付件数

(単位:件)

違反発見状況													計	指導票交付件数
法第6条	法第9条	法第10条	法第13条	法第16条	法第18条	法第19条	法第20条	法第25条	法第51条	法第52条	条例3条	食品表示法		
1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1

※ 法第6条(不衛生食品等の販売等)、法第13条(規格基準に合わない食品等の販売等)、法第55条(営業の許可)

12 生活衛生営業

日常生活に関係の深い理・美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上を図るため、監視指導を実施しました。

(1) 生活衛生関係営業の施設数及び監視状況

理・美容所に対しては、皮膚に接する器具等の洗浄及び消毒の徹底について、旅館・公衆浴場に対しては、浴槽水等のレジオネラ属菌の検査の実施について、重点的に監視指導を実施しました。

また、第77回国民体育大会(いちご一会とちぎ国体)・第22回全国障害者スポーツ大会(いちご一会とちぎ大会)開催前には、選手等が利用する旅館の監視指導を強化しました。

◆ 生活衛生関係営業施設数及び監視指導状況

区分	理容所	美容所	興行場	旅館			公衆浴場			クリーニング所			住宅宿泊事業法届出施設	合計
				計	旅館・ホテル	簡易宿所	計	一般	その他	計	一般	取次店		
大田原市	99	182	2	131	38	93	15	0	15	34	12	22	2	465
那須塩原市	177	358	9	222	173	49	50	1	49	65	32	33	19	900
那須町	37	48	8	727	382	345	66	0	66	11	2	9	143	1040
矢板市	31	65	0	26	22	4	10	0	10	23	8	15	3	158
さくら市	53	83	0	23	21	2	17	0	17	25	11	14	0	201

塩谷町	14	19	1	21	16	5	7	0	7	4	2	2	0	66
高根沢町	35	59	0	6	5	1	6	0	6	23	8	15	1	130
那須烏山市	44	65	0	28	20	8	10	0	10	15	7	8	1	163
那珂川町	29	30	1	50	18	32	14	0	14	10	6	4	1	135
合計	519	909	21	1234	695	539	195	1	194	210	88	122	170	3258
監視合計	20	56	2	197	77	120	43	2	41	9	5	4	0	327

(2) 特定建築物の施設数及び監視状況

空調管理、給水管理などについて、重点的に監視指導を実施しました。

① 特定建築物監視状況

区分	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	集会場	博物館	図書館	計
新規届出	0	0	2	0	0	1	0	0	0	3
施設数	4	1	66	19	3	51	2	1	1	148
監視件数	0	0	2	0	0	16	0	0	0	18

② 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録状況

区分	清掃業	空気環境測定業	水質検査業	飲料水貯水槽清掃業	排水管清掃業	計
登録業者数	4	1	1	13	2	21
登録件数(年度中)	1	0	0	4	0	5

(3) 遊泳用プール施設数

市町名	遊泳用プール数
大田原市	4
那須塩原市	12
那須町	7
計	23

市町名	遊泳用プール数
矢板市	1
さくら市	4
塩谷町	0
高根沢町	0
計	5

市町名	遊泳用プール数
那須烏山市	1
那珂川町	1
計	2

13 薬事

医薬品等の有効性・安全性の確保、毒劇物による危害発生防止等を図るため、監視指導を実施しました。

(1) 薬局・医薬品販売業の施設数及び監視状況

医薬品等の管理及び適正使用等についての情報提供、薬局での調剤過誤防止について、重点的に監視指導を実施しました。

業 態	施設数	市 町 別 内 訳									監視件数
		大田原市	那須塩原市	那須町	矢板市	さくら市	塩谷町	高根沢町	那須烏山市	那珂川町	
薬 局	139	37	49	4	13	14	2	8	5	7	68
健康サポート薬局*	3	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2
地域連携薬局*	5	2	1	0	0	1	0	0	1	0	5
店舗販売業	92	15	36	5	12	11	1	2	7	3	25
卸売販売業	20	9	9	0	1	0	0	1	0	0	8
薬種商販売業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
薬局医薬品製造販売業	7	2	1	0	2	0	0	0	0	2	4
薬局医薬品製造業	7	2	1	0	2	0	0	0	0	2	4
高度管理医療機器販売業・貸与業	129	29	48	4	14	19	1	7	5	2	69
管理医療機器販売業・貸与業	1247	244	432	63	115	143	25	75	88	62	161
再生医療等製品販売業	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	1652	341	581	76	159	189	29	93	106	78	347

*計上する施設数は、薬局の施設数からの再掲

(2) 毒物劇物販売業者等の登録数及び監視状況

毒物劇物の保管管理、譲渡手続きの徹底等について、重点的に監視指導を実施しました。

業 態	施設数	市 町 別 内 訳									監視件数
		大田原市	那須塩原市	那須町	矢板市	さくら市	塩谷町	高根沢町	那須烏山市	那珂川町	
一般販売業	95	25	34	3	9	7	2	3	7	5	41
農業用品目販売業	67	13	20	5	6	9	3	3	1	7	14
特定品目販売業	4	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1
電気めっき業	5	1	2	0	0	1	0	0	1	0	2
合 計	171	39	59	8	15	18	5	6	9	12	58

(3) 麻薬関係施設数及び監視状況

麻薬・向精神薬等の保管管理及び帳簿等記録の徹底について、重点的に監視指導を実施しました。

区分	業 種	施設数	立入検査数
麻	麻薬卸売業者	1	0
	麻薬小売業者	105	51
薬	麻薬診療施設(病院、診療所等)	144	24
	麻薬研究者	2	0
大麻	大麻栽培者	2	5
	覚醒剤研究者	1	0

覚 醒 剤	覚醒剤原料取扱者		5	1
	覚醒剤原料研究者		1	0
	その他の覚醒剤 原料取扱者	薬 局	139	54
		病院、診療所等	513	14
向 精 神 薬	薬局・卸売販売業(免許みなし)		159	55
	病院、診療所等		513	15
	向精神薬試験研究施設		10	1
合 計			1595	220

(4) 薬剤師免許の申請状況

免許申請	名簿訂正	書換え交付	再交付	消 除
26	5	5	1	0

(5) 薬物乱用防止対策

実 施 日	名 称	内 容	参加者数
6月26日 コロナ対策 により中止	6. 26ヤング街頭キャンペーン	—	—

(6) 薬物依存症者対策

薬物乱用者に再乱用を防止するための相談等を実施するとともに、薬物乱用者の家族等に対する支援を行いました。

① 薬物依存症者家族の集い開催状況（奇数月第2木曜日開催）

回	開 催 日	内 容	参 加 者	参加人数
1	5月12日	座談会、テキストワーク	県北健康福祉センター職員、栃木ダルク職員、家族	5人
2	7月14日	座談会、テキストワーク	県北健康福祉センター職員、栃木ダルク職員、家族	5人
3	9月8日	コロナ対策により中止	—	
4	11月10日	座談会、テキストワーク	県北健康福祉センター職員、栃木ダルク職員、家族	5人
5	1月12日	座談会	県北健康福祉センター職員、栃木ダルク職員、家族	4人
6	3月9日	座談会、テキストワーク	県北健康福祉センター職員、栃木ダルク職員、家族	5人

② 薬物相談事業実施状況

内 容	対象者数	実施回数	備 考
薬物簡易検査	0人	0回	毎月第一金曜日実施

(7) 不正大麻、けしの発見処理状況

無免許栽培又は自生・野生大麻等のパトロールを実施し、不正大麻、けしの発見除去を行いました。

区 分	発 見 件 数	処 理 本 数
大 麻	0件	0本
け し	9件	300本

14 水道

水道・専用水道等により供給される飲料水の安全を図るため、監視指導を実施しました。

水道施設数及び監視状況

市町名	水道法上の施設	
	上水道	簡易水道
大田原市	0	0
那須塩原市	0	2
那須町	2	2
矢板市	1	0
さくら市	1	0
塩谷町	1	0
高根沢町	1	0
那須烏山市	1	0
那珂川町	1	0
合計	8	4
監視件数	1	2

*知事認可事業のみ

15 温泉

温泉を保護し、可燃性天然ガスによる災害を防止し、温泉利用の適正を図るため、監視指導を実施しました。

(1) 許可申請等処理状況

区分 市町名	掘さく		増掘		動力装置		利用		温泉採取許可		温泉採取許可承継承認		可燃性天然ガス濃度確認		利用許可承継承認		採取許可変更	
	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	許可	申請	確認	申請	承認	申請	許可
大田原市	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
那須塩原市	0	0	0	0	0	0	17	17	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
那須町	0	0	0	0	0	0	33	33	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0
矢板市	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さくら市	0	0	0	0	1	1	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩谷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高根沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那須烏山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
那珂川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	1	67	67	0	0	0	0	2	2	3	3	1	1

(2) 源泉等の数及び監視状況

市町名	源泉数	利用許可数
大田原市	17	78
那須塩原市	212	799
那須町	140	736

矢板市	8	59
さくら市	16	66
塩谷町	7	20
高根沢町	4	9
那須烏山市	7	23
那珂川町	14	53
合計	425	1843
監視件数	77	326

16 試験検査

食品の安全性に関する問題は年々複雑化・多様化し、その裏付けとなる検査の必要性が増大しています。また、環境衛生においても基礎的なデータを得るための検査が必要となっています。

県北健康福祉センターでは、食品の規格基準検査や各種の細菌検査、特定施設の排水検査を行いました。

◆ 試験検査

区分	食品検査	食中毒等の検査	排水検査	計
件数	1,243	51	25	1,319

(1) 食中毒等の検査状況

区分	食中毒・有症苦情の検査					その他	計
	食品	便	ふきとり	水	その他		
件数	0	28	0	—	—	23	51

(2) 食品等試験検査状況(汚染実態調査を含む)

検査項目	検査体数	検査項目数	左記内訳																	抗生物質					
			理化学										細菌学												
			保存料	酸化防止剤	品質保持剤	甘味料	発色剤	漂白剤	着色料	殺菌料	PH	その他	一般細菌数	大腸菌群	大腸菌	黄色ブドウ球菌	乳酸菌数	サルモネラ属菌	クロストリジウム		腸炎ビブリオ	セレウス	カンピロバクター	リステリア	その他
魚介類	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-
冷凍食品																									
無加熱摂取冷凍食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	20	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	6	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
魚介類加工品(かん詰め、びん詰めを除く)	13	21	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
肉卵類及びその加工類(かん詰め、びん詰めを除く)	30	141	27	-	-	-	27	-	-	-	-	-	3	1	26	26	-	26	5	-	-	-	-		
乳製品	41	82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	41	-	-	28	-	-	-	-	-	-		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
アイスクリーム類・氷菓	30	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
穀類及びその加工品(かん詰め、びん詰めを除く)	33	124	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	33	9	24	33	-	-	-	-	-	-	-		

県北健康福祉センターの沿革

◆ 保健所の沿革

- 昭和 12(1937)年 4月 5日 法律第 42 号 保健所法制定
昭和 12(1937)年 10月 26日 大田原保健所設立認可
昭和 13(1938)年 3月 建設工事着工 (大田原町大字大田原
2,539 番の 4 番・現在地)
昭和 13(1938)年 9月 25日 建設工事竣工、本県初の保健所として
設置発足
昭和 13(1938)年 9月 28日 竣工落成式・開所式
昭和 19(1944)年 4月 C 級保健所に指定される。
昭和 22 (1947)年 9月 5日 法律第 101 号保健所法全面改正
(昭和 23(1948)年 1月 1日施行)
これより従来の健康相談事業のみ
から公衆衛生事業を行うことになる。
昭和 26(1951)年 4月 1日 B 級保健所に昇格
昭和 27(1952)年 2月 課制を布き 2 課制となる。
(総務課、保健予防課)
昭和 27(1952)年 3月 庁舎増築竣工 (270.6 m²)
昭和 35 (1960)年 4月 1日 環境衛生課を設置して 3 課制となる。
行政区変更により塩原町編出
(1 市 4 町 1 村管轄となる。)
昭和 35(1960)年 8月 厚生省公衆衛生局長通達による型別
人口別分類表により R 3 型保健所に
指定される。
昭和 42(1967)年 3月 31日 新庁舎新築 (大田原市住吉町 2 丁目
14 番 9 号) (延べ 926.35 m²)
昭和 50(1975)年 4月 1日保健婦室を設置して 3 課 1 室制となる。
昭和 51 (1976)年 4月 1日 試験検査課を設置して 4 課 1 室制と
なる。試験検査等部門で県北ブロッ
ク保健所となる。
行政区変更により塩原町編入
(2 市 4 町 1 村管轄となる。)
昭和 54(1979)年 1月 10日 試験検査室新築 (160.5 m²)
昭和 54(1979)年 8月 25日 車庫新築 (30.0 m²)
昭和 57(1982)年 6月 30日 厚生省公衆衛生局長通達による型別
人口別分類表により R 2 型保健所に
指定される。
昭和 62(1987)年 4月 1日 試験検査課・保健婦室が改称され、
検査薬事課・健康指導課となる。
平成元(1989)年 4月 1日 環境保全担当を設置し 5 課 1 担当
制となる。
平成 9 (1997)年 4月 地域保健法全面施行
平成 9 (1997)年 4月 地域保健法第 5 条第 1 項に基づき、
県北保健所が設置される。

◆ 福祉事務所の沿革

- 昭和 26(1951)年 10月 1日 社会福祉事業法付則 7 により法第 13
条に基づく福祉事務所制度が発足する。
那須地方事務所民生課で分掌 20 町村を
管轄する。
昭和 26(1951)年 12月 6日 児童福祉司配置 (県婦人児童課兼務)
昭和 27(1952)年 4月 26日 母子相談員配置
昭和 28(1953)年 3月 31日 地方事務所廃止となる。
昭和 28(1953)年 4月 1日 那須福祉事務所設置される。
庶務社会課、保護課の 2 課制となる。
児童福祉司は児童相談所兼務、身体障
害者福祉司は 29 年 10 月 11 日まで塩
谷福祉事務所兼務
昭和 30(1955)年 1月 1日 生活保護に関する嘱託医配置
昭和 31(1956)年 12月 18日 婦人相談員配置
昭和 36(1961)年 12月 18日 婦人相談員兼母子相談員となる。
昭和 37(1962)年 4月 1日 精神薄弱者福祉司配置
昭和 39(1964)年 5月 15日 家庭相談室設置 家庭相談員 2 名配
置
昭和 41(1966)年 4月 1日 青少年指導員配置
昭和 41(1966)年 6月 1日 庶務社会課を庶務課、社会課に分け保
護課とともに 3 課制となる。
昭和 42(1967)年 10月 25日 優良福祉事務所として厚生大臣表彰
を受ける。
昭和 53(1978)年 4月 1日 行政事務嘱託員設置
平成 4(1992)年 3月 31日 行政事務嘱託員廃止
平成 5(1993)年 4月 1日 庶務課が社会課に併合され、保護課と
の 2 課制となる。
平成 5(1993)年 4月 1日 身体障害者福祉法及び老人福祉法の一
部が 町村に移譲される。
平成 12(2000)年 4月 1日 児童福祉法の一部が町村に移譲され
る。
平成 15(2003)年 4月 1日 知的障害者福祉法等が改正され支援
費制度が開始される。
平成 18(2006)年 4月 1日 南那須福祉事務所廃止に伴い、那珂川
町及び那須烏山市が事務所管轄に加わる。
平成 18(2006)年 4月 1日 障害者自立支援法が施行され、3 障
害 (身体、知的、精神) の制度格差が
解消し、実施主体が市町に一元化され
る。
平成 20(2008)年 3月 31日 家庭児童相談室廃止
(家庭相談業務が町に委譲される。)

平成 9 (1997)年 4月 ※ 栃木県行政機関設置条例の一部改正により、健康福祉センターが設置される。

◆ 健康福祉センターの沿革

平成 9(1997)年 4月	栃木県行政機関設置条例の一部改正により、健康福祉センターが設置される。
平成 12(2000)年 4月	介護保険制度が開始される。
平成 15(2003)年 4月	室を廃止し3部となる。(地域支援部・健康福祉部・環境部)
平成 16(2004)年 12月 28日	検査室を増築する。(89.31㎡)
平成 18(2006)年 4月 1日	那須烏山市及び那珂川町がセンター管轄区域に加わり、5市6町管轄となる。
平成 19(2007)年 3月 31日	上河内町及び河内町が宇都宮市に編入合併したことにより、5市4町管轄となる。
平成 20(2008)年 4月	環境部と林務事務所を統合した環境森林事務所の設置により、2部制となる。 (地域支援部、健康福祉部)
平成 22(2010)年 4月	健康福祉センターの組織改編に伴い、地域支援部を総務福祉部に、健康福祉部を地域保健部に名称変更し、生活福祉課を総務福祉部に移管する。また、総務課を総務企画課に、地域支援課を福祉指導課に、健康福祉課を健康支援課に課名変更する。 塩谷福祉事務所から塩谷地区2市2町の福祉諸手当の認定事務や施設等検査業務が移管される。
平成 24(2012)年 4月	塩谷福祉事務所廃止に伴い、塩谷地区2市2町の所管業務がすべて移管となる。
令和 2(2020)年 4月	健康福祉センター組織改編に伴い、福祉指導課を廃止し、総務企画課に福祉支援チームを設置する。
令和 5(2023)年 3月	新那須庁舎(大田原市本町2丁目2828-4)に事務所を移転する。